

第1期  
知名町こども計画  
(素案)

令和7年12月時点  
鹿児島県知名町



## 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって .....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 上位計画・関連計画との関係 .....	4
4 計画の期間 .....	5
5 子ども・子育てに関する主な法律・制度 .....	6
6 計画の策定体制 .....	8
7 持続可能な開発目標(SDGs)について .....	9
<b>第2章 知名町を取り巻く現状 .....</b>	<b>10</b>
1 人口等の現状 .....	10
2 世帯 .....	11
3 婚姻・離婚の状況 .....	12
4 出生 .....	12
5 就労状況 .....	14
6 母子保健に関する状況 .....	15
7 障がい児等への支援状況 .....	17
8 児童虐待相談の状況 .....	17
9 児童扶養手当受給者の状況 .....	17
10 各種調査結果からみるこども・若者の状況 .....	18
<b>第3章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>40</b>
1 基本理念 .....	40
2 基本的な視点 .....	41
3 基本目標 .....	42
4 計画の体系 .....	43
<b>第4章 施策の展開 .....</b>	<b>44</b>
基本目標1 地域における子育て支援の充実 .....	44
基本目標2 こどもの心身の健やかな成長に向けた支援の充実 .....	49
基本目標3 安心して生み育てられる切れ目のない支援の推進 .....	54
基本目標4 職業生活と家庭生活の両立 .....	63
基本目標5 こども・若者の権利を尊重する社会の実現 .....	66
基本目標6 こども・若者と子育てにやさしい地域環境の整備 .....	74
<b>第5章 事業計画(子ども・子育て支援事業計画) .....</b>	<b>78</b>
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の提供区域 .....	78
2 教育・保育の量の見込みと提供体制 .....	78
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....	85

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保..	95
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について .....	95
<b>第6章 計画の推進と進行管理.....</b>	<b>96</b>
1 計画の推進体制 .....	96
2 進捗状況の管理.....	97

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

国においては、平成24年8月に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させました。これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会の保障、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的とした幼児教育・保育の無償化が実施されました。また、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後こども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

また、国ではこういった子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年4月には、子ども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」も施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

この「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策推進法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本の方針や重要事項等を一元的に定めたものとなっており、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

加えて令和5年12月には、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む具体的な取組を示した「加速化プラン」を盛り込んだ「こども未来戦略」が閣議決定されたほか、令和6年4月1日には児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施を市町村業務への追加等を内容として、児童福祉法が改正されました。

このような状況のなか、本町では、これまで取り組んできた「知名町子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図り、子どもの権利保障や子ども・子育て施策を総合的・計画的に推進するため、「こども基本法」及び「こども大綱」を勘案し、少子化対策や子どもの貧困対策、子ども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた「知名町こども計画」を策定いたします。

## こども大綱の概要

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。

### 「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

### こども大綱の6本の柱

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困の格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

### こども施策に関する重要事項

- ①ライフステージを通した重要事項
- ②ライフステージ別の重要事項(子どもの誕生から幼児期まで、学童期、思春期、青年期)
- ③子育て当事者への支援に関する重要事項

### こども施策を推進するために必要な事項

- ①こども・若者の社会参画・意見反映
- ②こども施策の共通の基盤となる取組

## 2 計画の位置づけ

こども基本法第10条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、次に掲げる計画を本計画に包含させ、一体的に取り組むものとします。

計画名称	根拠法
こども計画	こども基本法第 10 条
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条、第 9 条
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法第 9 条
子どもの貧困の解消に向けた対策計画	子どもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律第10条
ひとり親家庭等自立支援計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条
母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5、17条、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針

### 【計画の対象】

本計画は乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生年代)及び思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)だけでなく、青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満まで)、施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者を対象とします。

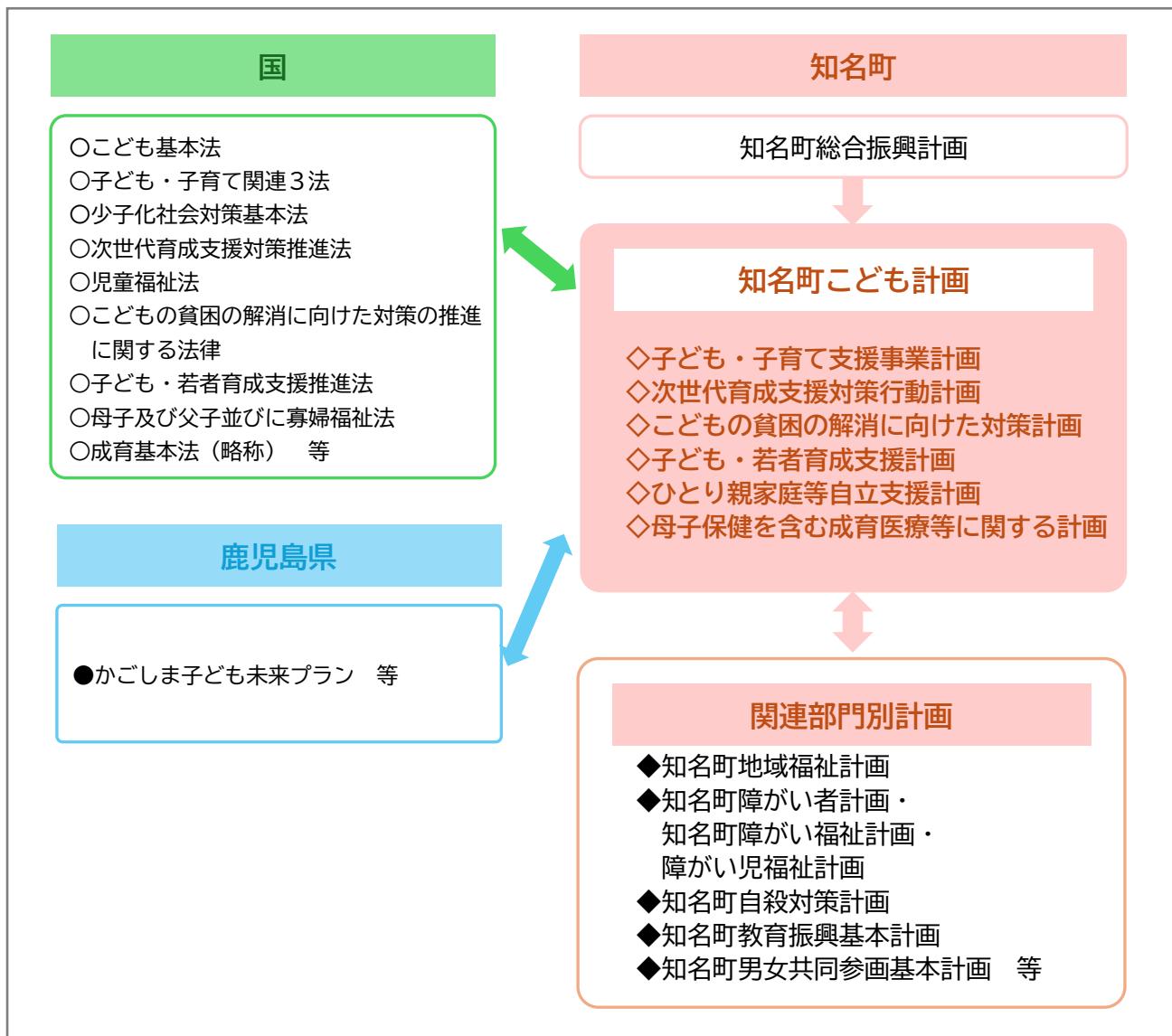
#### 「こども」・「若者」の定義について

こども基本法では「こども」は18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないように「心身の発達の過程にある者」と定義されており、こども大綱では乳幼児期、学童期、思春期、青年期に分けてライフステージ別に重要事項が示されています。このことから、本計画においては、こどもが若者となり大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支援が出来るよう上記のとおり対象とします。

### 3 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「知名町総合振興計画」を分野別計画として位置づけるとともに、障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画、男女共同参画基本計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

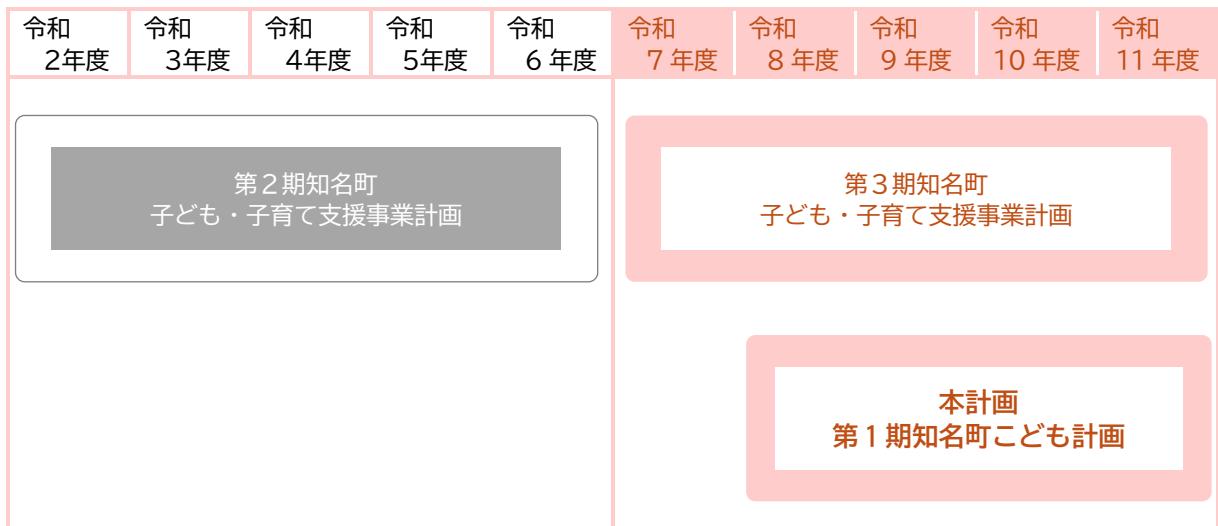
#### ■ 他計画等との連携



## 4. 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和8年度から令和11年度までの4年間とし、令和7年度に策定しました。

令和12年度以降は「知名町子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定するものとします。



## 5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

### ■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成27年に50万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。（⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定）
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート（計画期間：平成27年度～平成31年度）。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。（⇒平成27年に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
28年度	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。（一部平成29年4月施行）
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。

平成	法律・制度等	内容
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。 (計画期間：令和2年度～令和6年度)
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	子どもの最善の利益を第一として、子どもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。
6年度	次世代育成支援対策推進法	令和17年3月までの時限立法に再延長。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められる。

## 6 計画の策定体制

### (1)各種アンケート調査の実施

本計画の策定に当たって、子育て世帯の生活状況や保護者の意識、こどもや若者自身の生活実態・将来に対する考え方などを明らかにし、子育て支援に関するニーズや課題を整理することを目的として、アンケート調査を実施しました。

#### 【調査対象者】

- 知名町在住の小学生(5年生)
- 知名町在住の中学生(2年生)
- 知名町在住の小学生の対象者の保護者
- 知名町在住の中学生の対象者の保護者
- 知名町在住の16歳～39歳の若者

#### 【実施期間】

- 「小学生」令和7年2月5日～3月3日
- 「中学生」令和7年2月5日～3月3日
- 「小学生の保護者」令和7年2月5日～3月3日
- 「中学生の保護者」令和7年2月5日～3月3日
- 「16歳～39歳の若者」令和7年2月5日～3月3日

#### 【調査方法】

- 「小学生」学校配布、学校回収
- 「中学生」学校配布、学校回収
- 「小学生の保護者」学校配布、学校回収
- 「中学生の保護者」学校配布、学校回収
- 「16歳～39歳の若者」郵送配布、郵送回収またはWeb回収

#### 【配布件数・回収状況等】

調査種類	配布件数	回答数	有効回答率
小学生（5年生）	62	48	77.4%
中学生（2年生）	42	28	66.7%
小学生の対象者の保護者	62	48	77.4%
中学生の対象者の保護者	42	28	66.7%
16歳～39歳の若者	640	179	28.0%

## (5)子ども・子育て会議

計画策定においては住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく学識経験者、地域住民代表、保健医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計3回の審議を行い計画を策定しました。

## (6)子どもの意見徵取

町がどのようなところに力を入れていく必要があるのかを考えるため、令和7年10月に小学5年生から中学3年生までの児童生徒272人にアンケート方式で意見を聴取し、110人の児童生徒から意見をいただきました。

## (7)パブリックコメントの実施

令和7年12月24日から令和8年1月14日(仮)に計画素案をホームページ等で広く公表し、町民からの計画内容全般に関する意見募集を行いました。

## 7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のこと、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するためその達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。

<b>1 貧困をなくそう</b> 	<b>2 飢餓をゼロに</b> 	<b>3 すべての人に健康と福祉を</b> 	<b>4 質の高い教育をみんなに</b> 	<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> 
<b>8 働きがいも経済成長も</b> 	<b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 	<b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 	<b>16 平和と公正をすべての人に</b> 	<b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b> 

## 第2章 知名町を取り巻く現状

### 1 人口等の現状

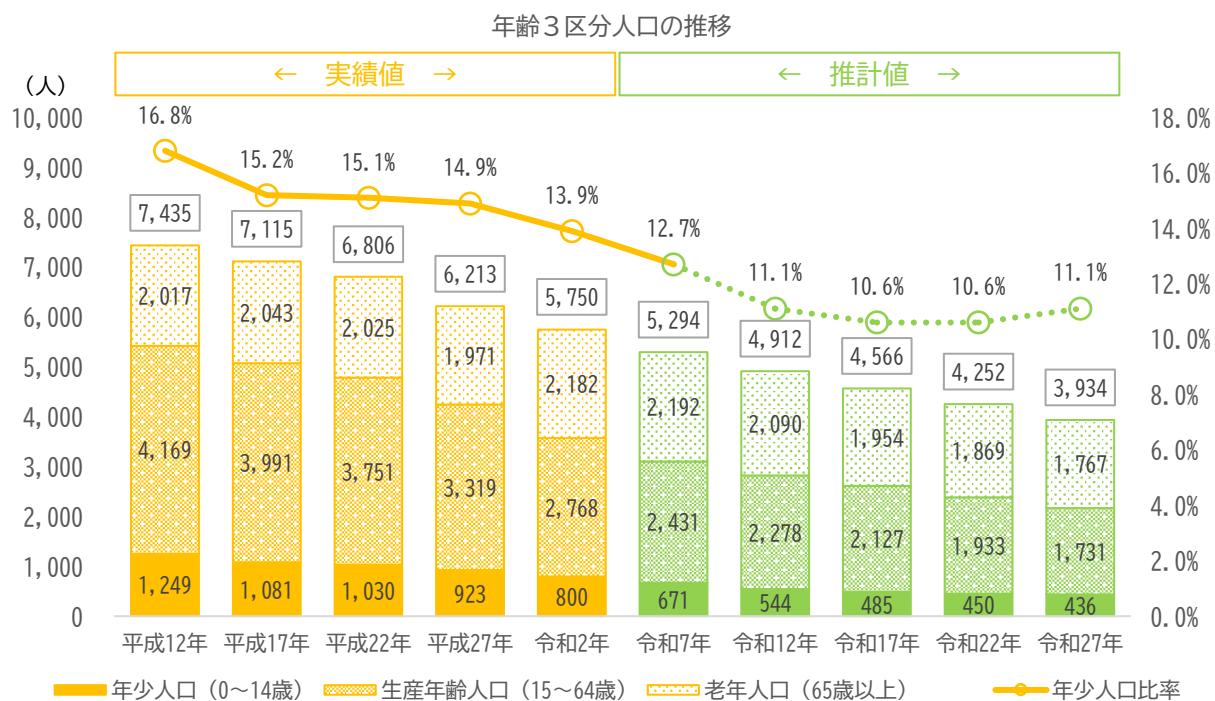
#### (1)年齢3区分人口の推移

本町の人口は、一貫して減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も人口は減少すると予測されています。

年少人口の割合については、減少傾向で推移しています。

また、人口推計によると今後も年少人口の割合はおむね減少すると推計されています。

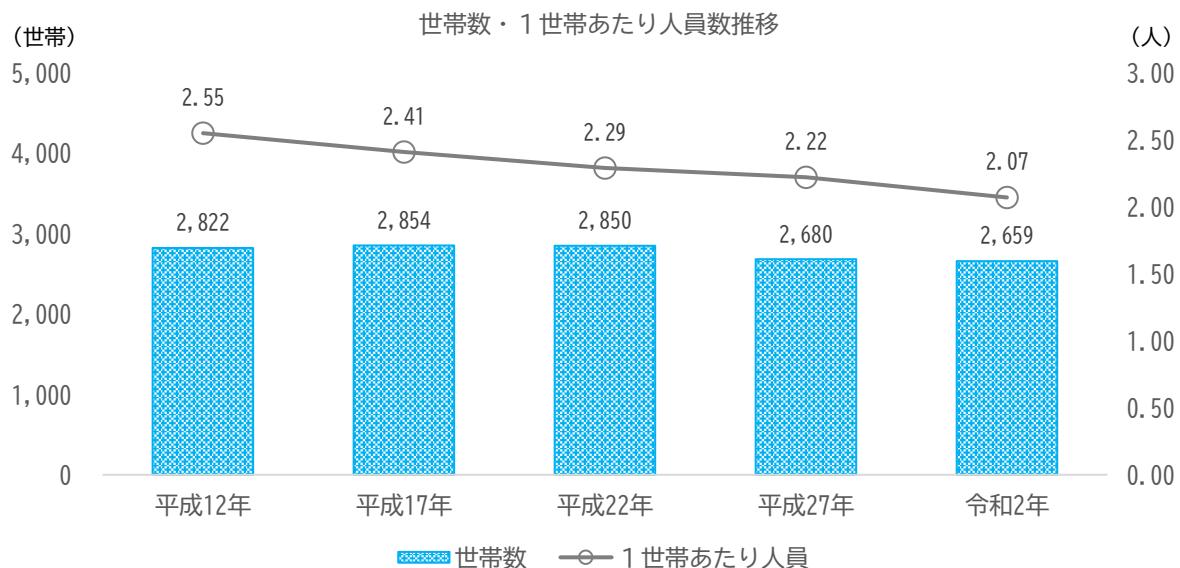


(資料：平成12年～令和2年は「国勢調査」、令和7年以降は「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」)

## 2世帯

### (1)世帯数・1世帯あたり人員数推移

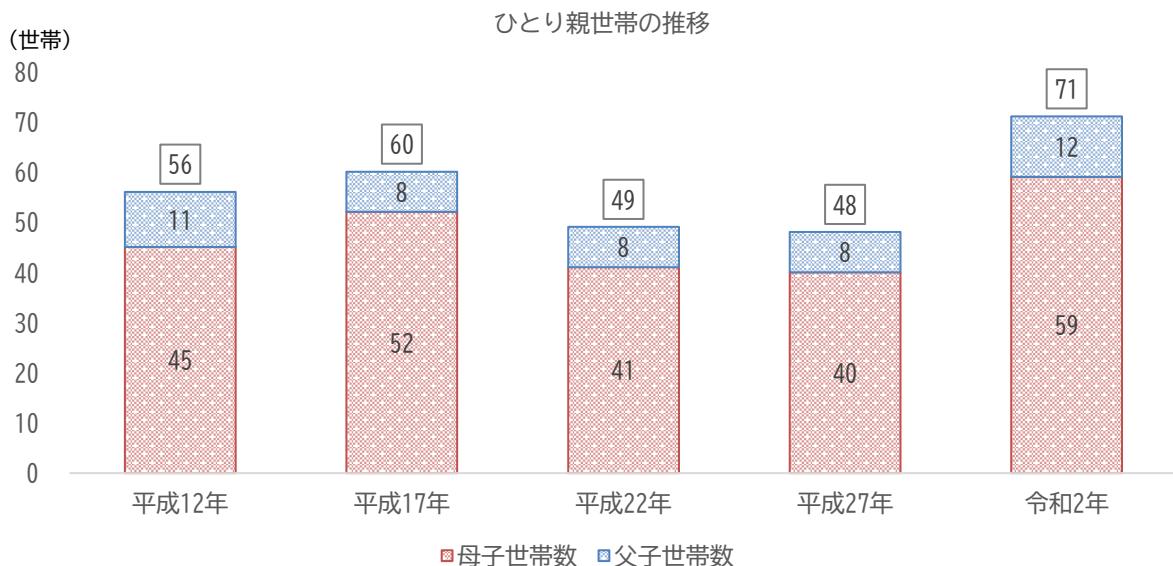
世帯数は、平成12年から令和2年にかけて、163世帯減少(平成12年2,822世帯、令和2年2,659世帯)しています。また、1世帯あたりの世帯人員については減少傾向にあり、1世帯あたり0.48人減少(平成12年2.55人、令和2年2.07人)しています。



(資料：国勢調査)

### (2)ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数(未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満のこどものみからなる一般世帯の数)は、平成12年から令和2年にかけて、15世帯増加(平成12年56件、令和2年71件)しています。



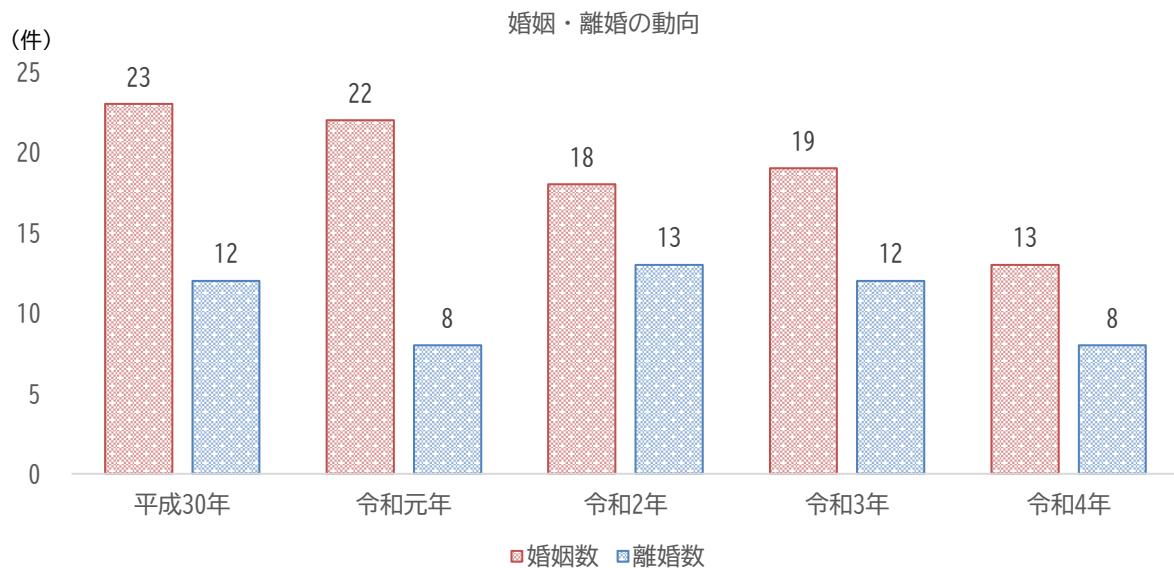
(資料：国勢調査)

### 3 婚姻・離婚の状況

#### (1) 婚姻・離婚の動向

婚姻件数は、平成30年から令和4年にかけて、10件減少しています。

離婚件数は、8件～13件と一定の件数となっています。

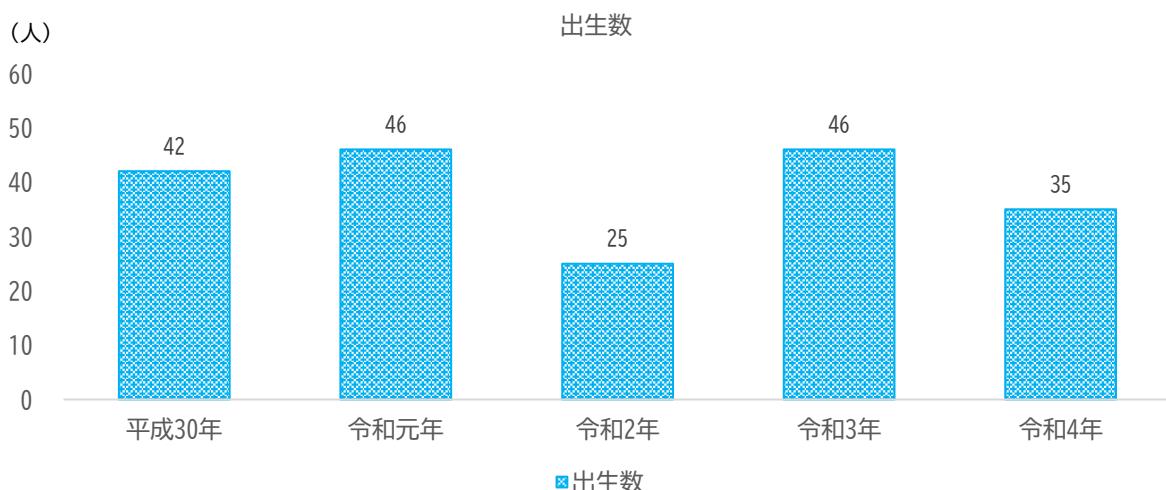


(資料：人口動態統計)

### 4 出生

#### (1) 出生数

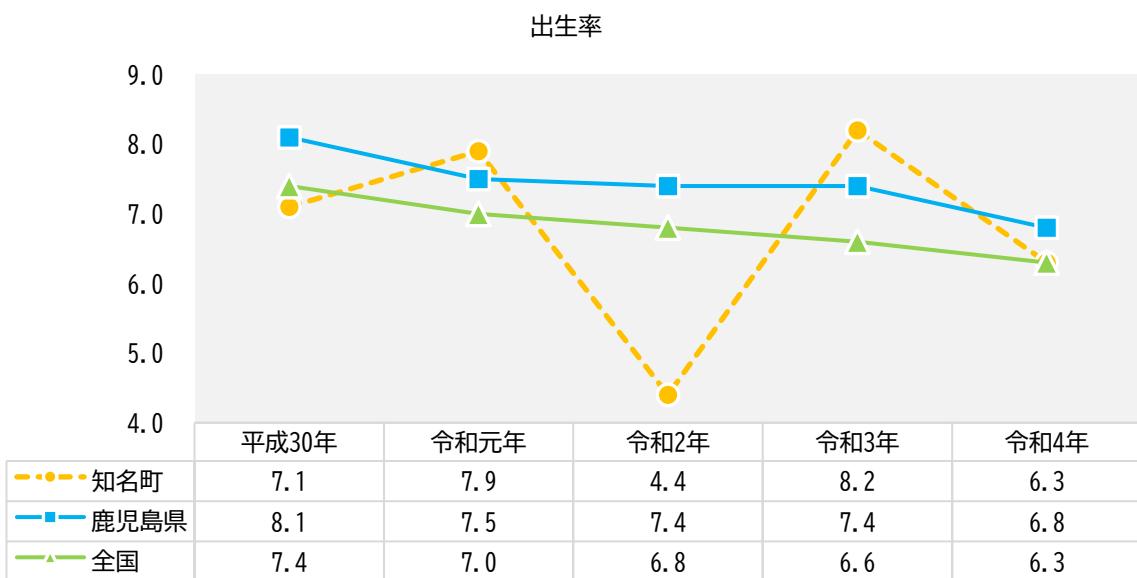
出生数は、令和元年から令和2年にかけて21名と大きく減少了しました。これは、新型コロナ感染症拡大による影響が強いと考えられます。令和3年には21名の大きな増加となりましたが、令和4年は9名減少しています。



(資料：人口動態統計)

## (2)出生率

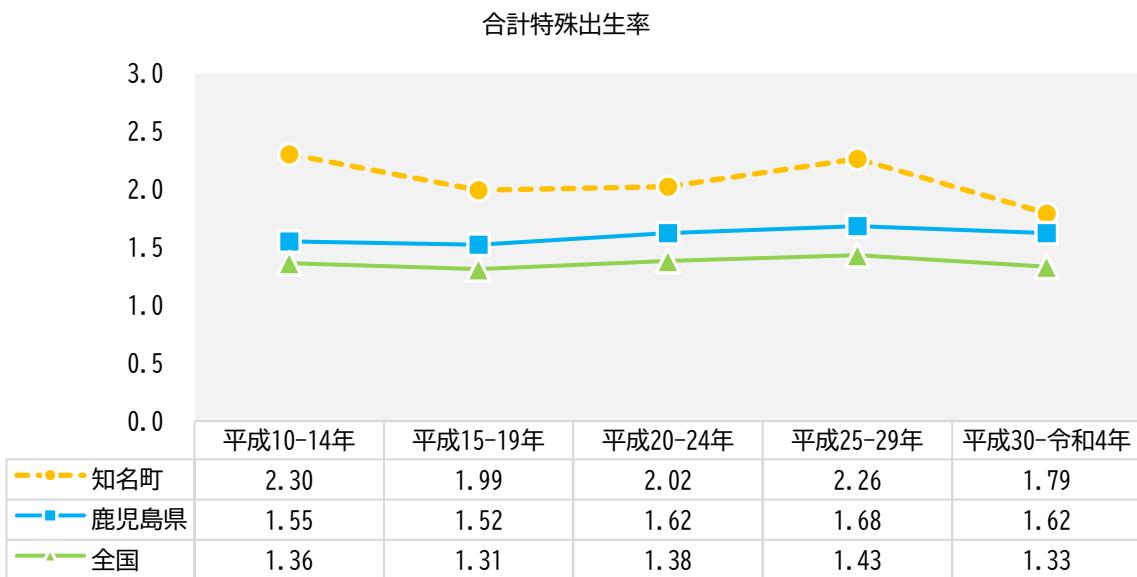
出生率は、令和2年4.4と大きく減少しましたが、令和3年には8.2を回復し、令和4年は全国、鹿児島県とほぼ同じ値となっています。



(資料：人口動態統計)

## (3)合計特殊出生率

合計特殊出生率(一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳の間に産む子どもの数の平均)は、いずれの期間も、全国、鹿児島県より高くなっています。しかし、平成15～19年、平成20～24年、平成30～令和4年では、先進国において人口が減少しないとされている合計特殊出生率2.07を下回っています。

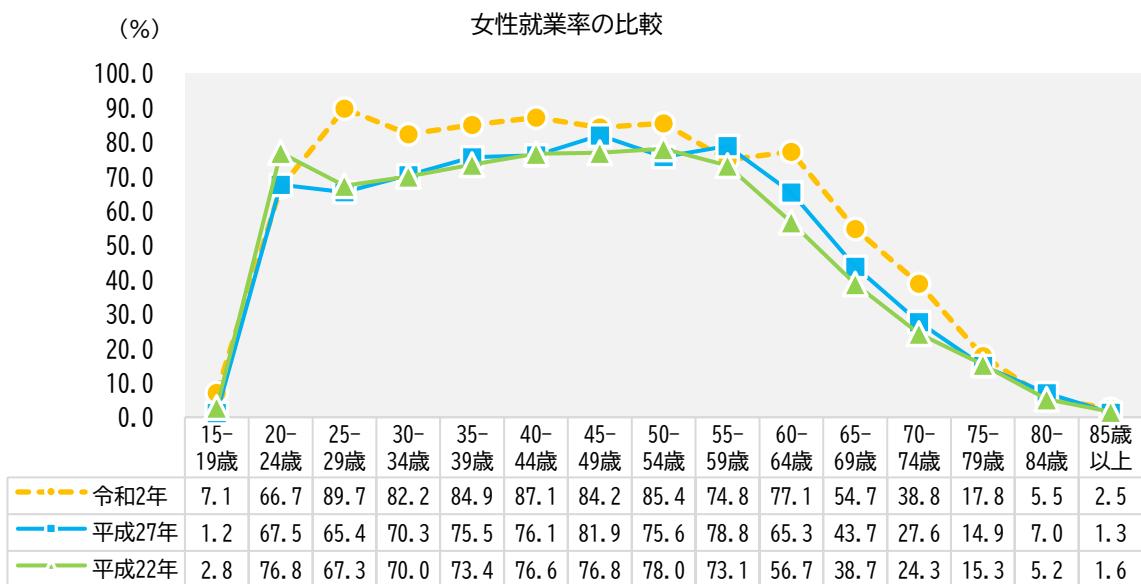


(資料：人口動態統計)

## 5 就労状況

### (1) 平成 27 年と平成 22 年、令和 2 年の女性就業率の比較

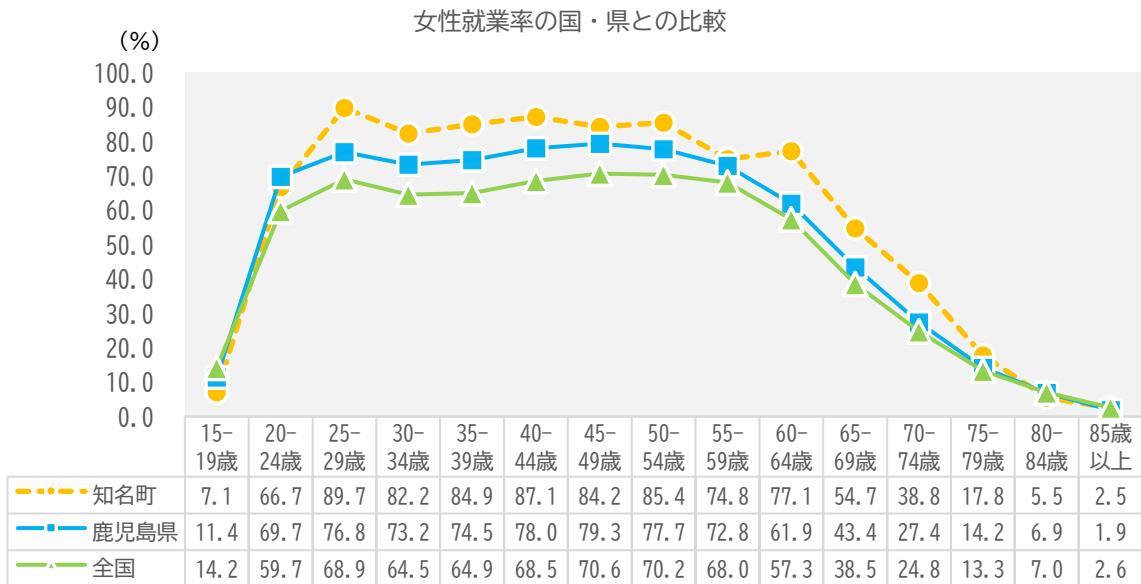
女性の年齢別就業率は平成22年、平成27年と令和2年を比較すると、ほとんどの年齢区分で令和2年が上回っています。



(資料：国勢調査)

### (2) 女性就業率の国・県との比較

女性の年齢別就業率を国・県と比較するとほとんどの年代で上回っています。



(資料：国勢調査)

## 6 母子保健に関する状況

### (1)各種健康診査受診率

本町の各種健康診査受診率は、平均すると98%以上となっており、鹿児島県・徳之島保健所管内と比較して高い水準で推移しています。

子どもの健診については、子どもの月齢が上がるにつれ受診率が若干減少する傾向がありますが、本町においては、ここ数年は概ね100%の受診率となっています。

※母子保健に関する各データは、母数算出の基準日より母子数が増加し100%を上回る場合があります。

#### ①妊婦健康診査受診率



(資料：知名町保健センター)

#### ②乳児(3か月児)健康診査受診率



(資料：知名町保健センター)

### ③1歳6か月健康診査受診率



(資料：知名町保健センター)

### ④3歳児健康診査受診率



(資料：知名町保健センター)

## 7 障がい児等への支援状況

### (1) 18歳未満の手帳所持者数

18歳未満の手帳所持者をみると、身体障害者手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者は横ばいで推移し、療育手帳所持者は増加傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳	2	2	2	2	1
療育手帳	18	22	22	25	24
精神保健福祉手帳	2	2	2	2	2

(資料：保健福祉課・子育て支援課)

## 8 児童虐待相談の状況

### (1) 児童虐待相談件数

児童虐待相談件数は、令和2年から令和5年にかけては減少傾向であったものの、令和6年は増加しています。

鹿児島県・国においては、年々増加傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知名町	8	8	6	6	10
鹿児島県	2,017	2,114	2,423	2,655	2,496
国	205,044	207,660	214,843	225,509	-

(資料：子育て支援課)

## 9 児童扶養手当受給者の状況

### (1) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は、年によって増減していますが減少傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	-	-	76	61	64

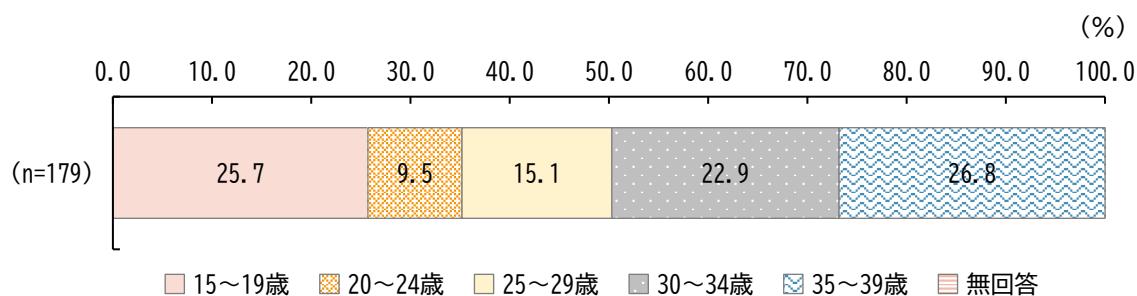
(資料：子育て支援課) ※各年度3月末

## 10 各種調査結果からみることども・若者の状況

### (1) ことども・若者の意識調査

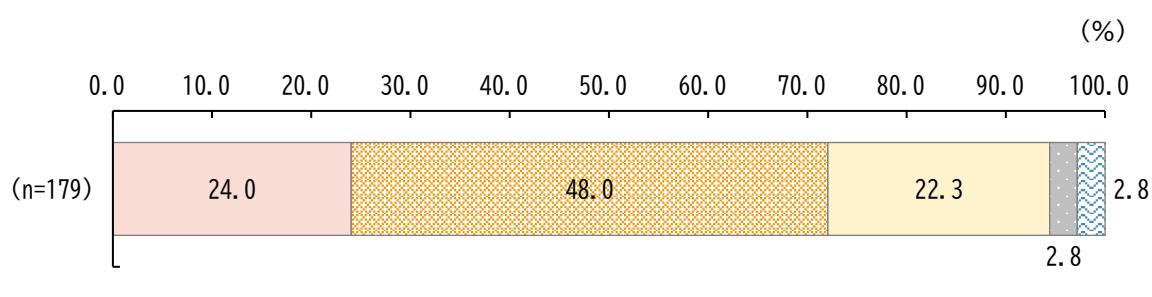
#### ①回答者の年齢【1つ選択】

「35～39歳」が26.8%と最も高く、次いで「15～19歳」が25.7%、「30～34歳」が22.9%となってています。



#### ②現在の生活状況【1つ選択】

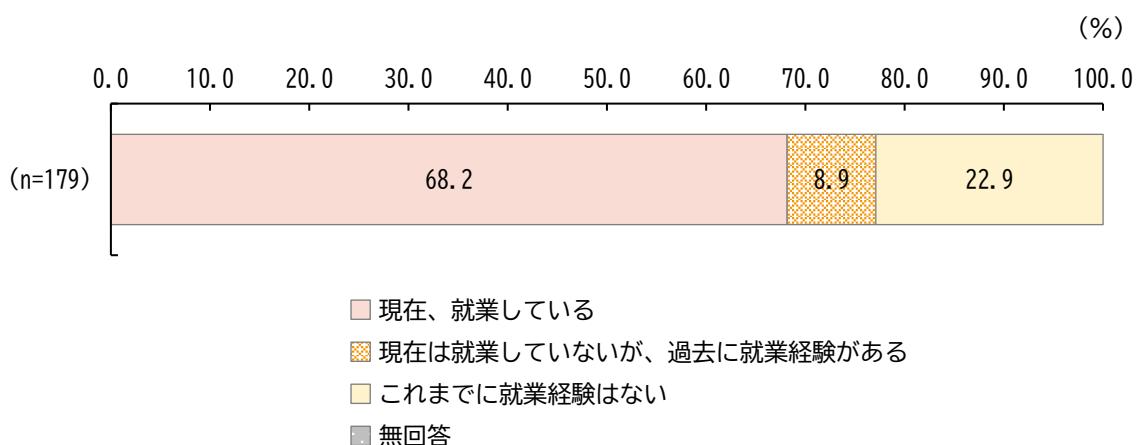
「正規職員」が48.0%と最も高く、次いで「学生」が24.0%、「パート・アルバイト、契約社員など非正規職員」が22.3%となっています。



- 学生 (中学生、高校生、専門学校生、大学生・短期大学生、大学院生、予備校生など)
- ▣ 正規職員 (自営業を含む)
- パート・アルバイト、契約社員など非正規職員
- 専業主婦・主夫
- ▨ 無業者 (休職中の人に含む)
- その他 (家事手伝い、主に自宅で勉強中の人に含む)
- 無回答

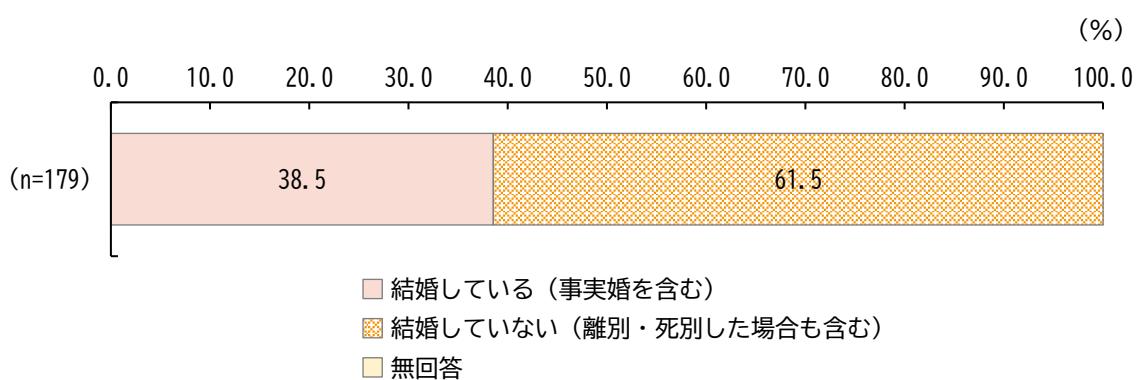
### ③就業経験【1つ選択】

「現在、就業している」が 68.2%と最も高く、次いで「これまでに就業経験はない」が 22.9%、「現在は就業していないが、過去に就業経験がある」が 8.9%となっています。



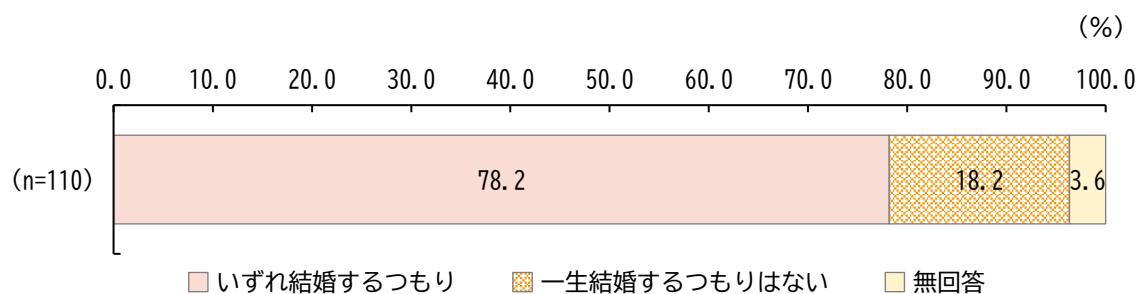
### ④結婚の状況【1つ選択】

「結婚している」が 38.5%、「結婚していない」が 61.5%となっています。



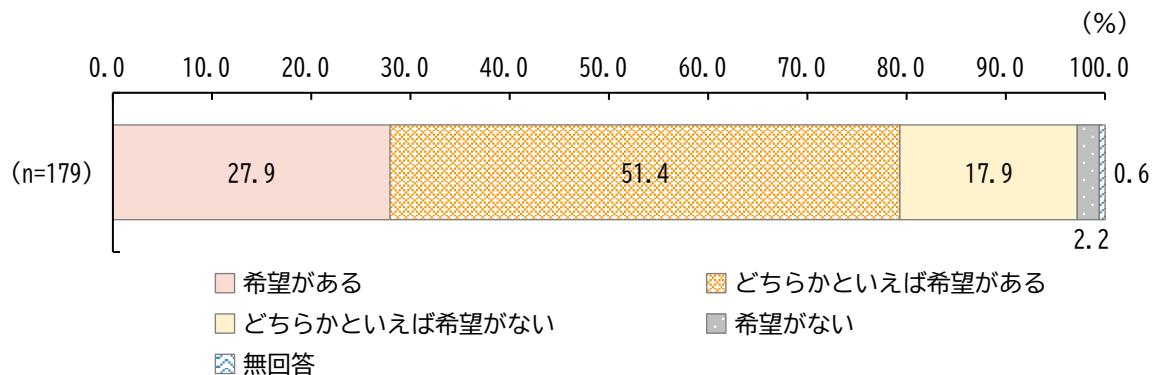
### ⑤結婚の希望【1つ選択】

結婚していない方に聞いた結婚の希望では、「いずれ結婚するつもり」が 78.2%、「一生結婚するつもりはない」が 18.2%となっています。



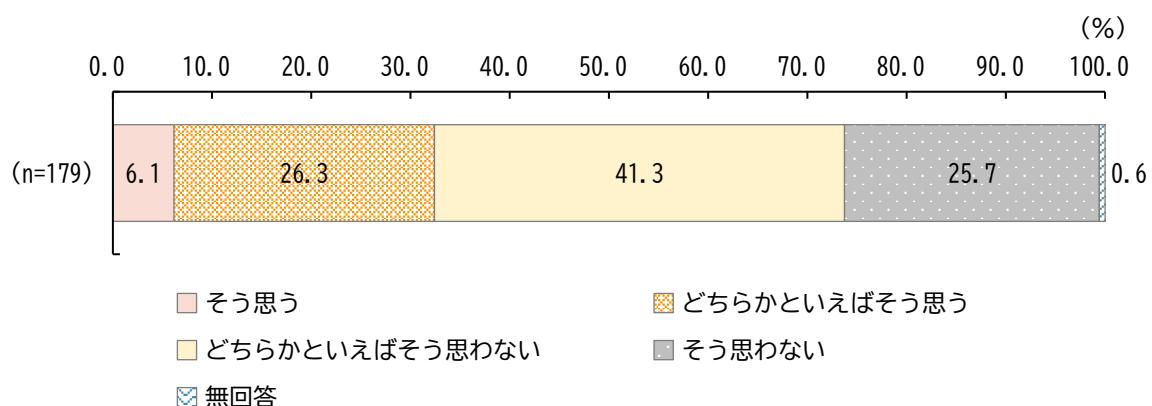
## ⑥将来への明るい希望の有無【1つ選択】

「どちらかといえば希望がある」が 51.4%と最も高く、次いで「希望がある」が 27.9%、「どちらかといえば希望がない」が 17.9%となっています。



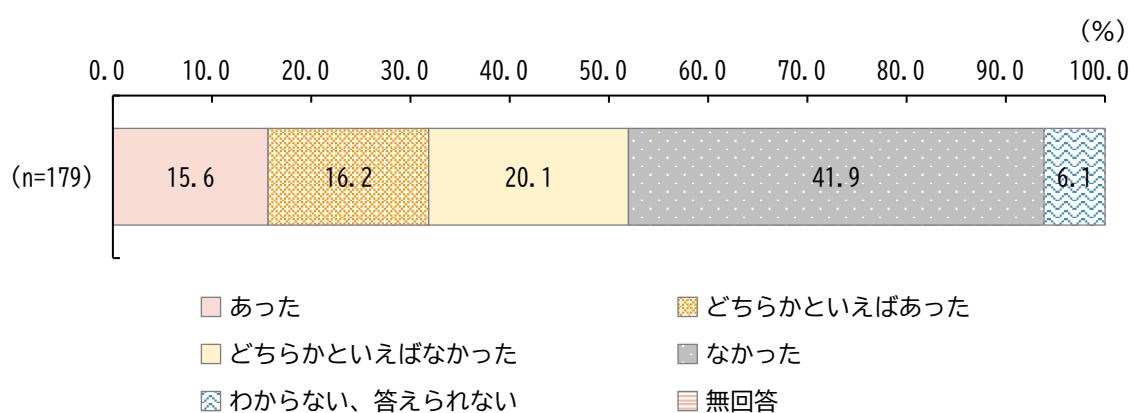
## ⑦結婚、妊娠、子育てに温かい社会の実現【1つ選択】

「どちらかといえばそう思わない」が41.3%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が26.3%、「そう思わない」が25.7%となっています。



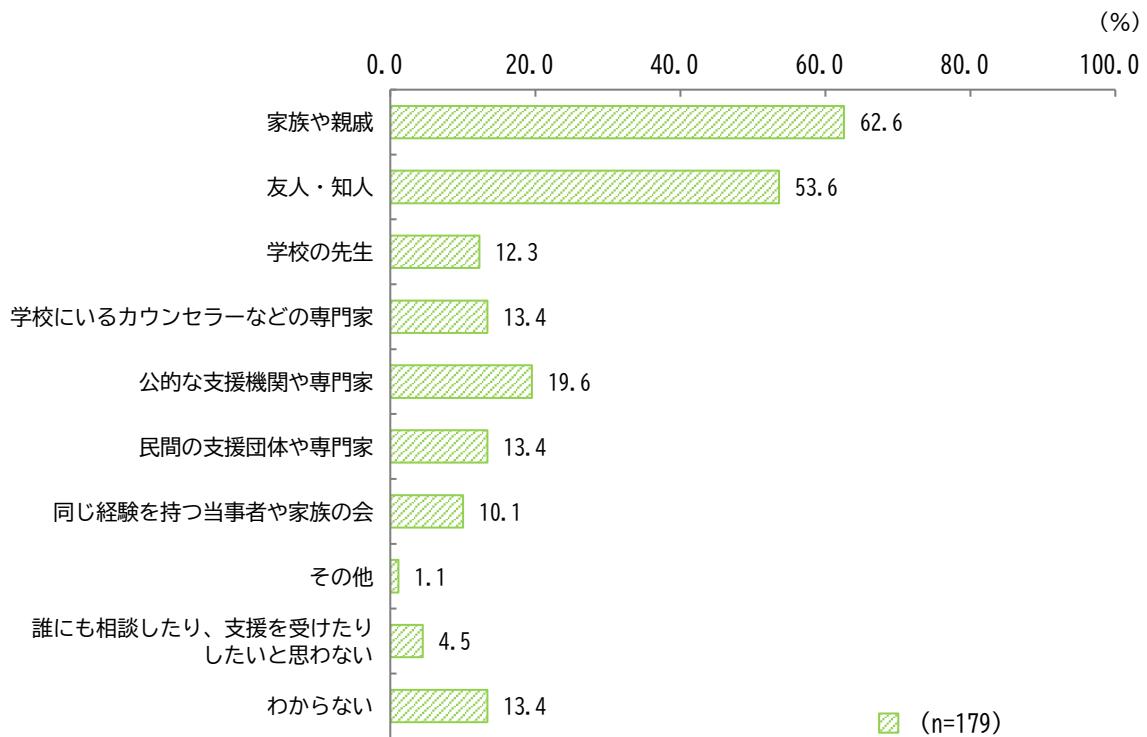
## ⑧社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験【1つ選択】

「なかつた」が 41.9%と最も高く、次いで「どちらかといえばなかつた」が 20.1%、「どちらかといえばあつた」が 16.2%となっています。



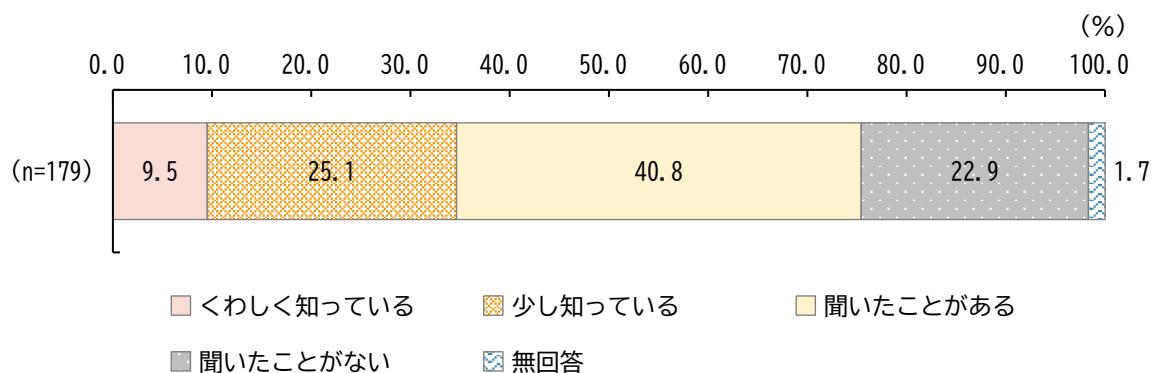
## ⑨社会生活や日常生活を円滑に送ることができないようなときの相談先【全て選択】

「家族や親戚」が 62.6%と最も高く、次いで「友人・知人」が 53.6%、「公的な支援機関や専門家」が 19.6%となっています。



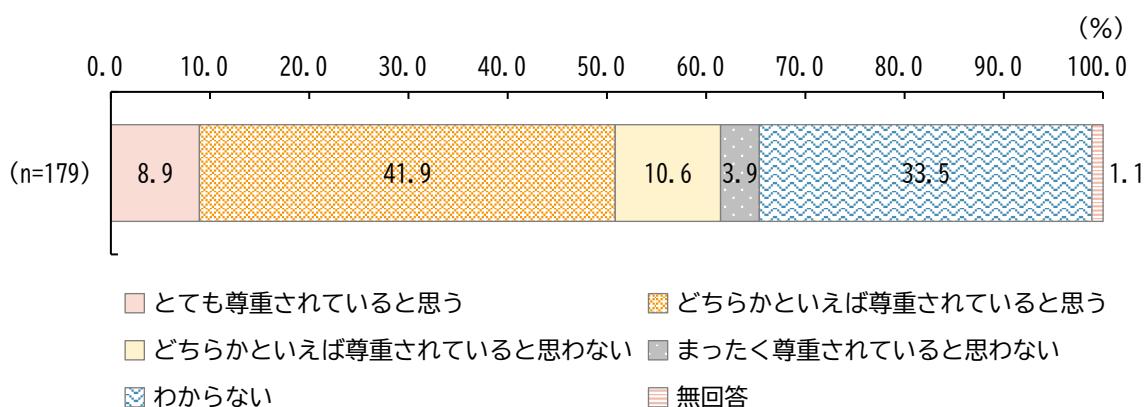
## ⑩「子どもの権利」という言葉の認知度【1つ選択】

「聞いたことがある」が 40.8%と最も高く、次いで「少し知っている」が 25.1%、「聞いたことがない」が 22.9%となっています。



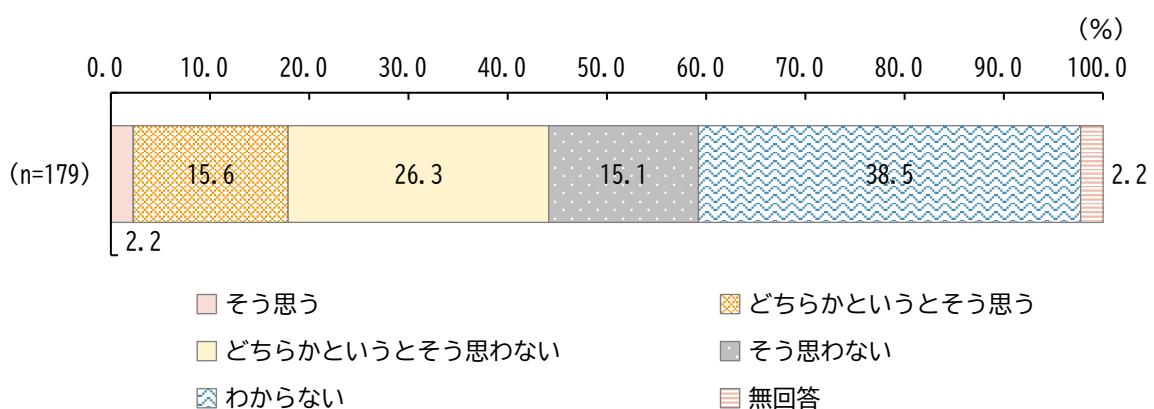
## ⑪子どもの権利が尊重されていると思うか【1つ選択】

「どちらかといえば尊重されていると思う」が 41.9%と最も高く、次いで「わからない」が 33.5%、「どちらかといえば尊重されていると思わない」が 10.6%となっています。



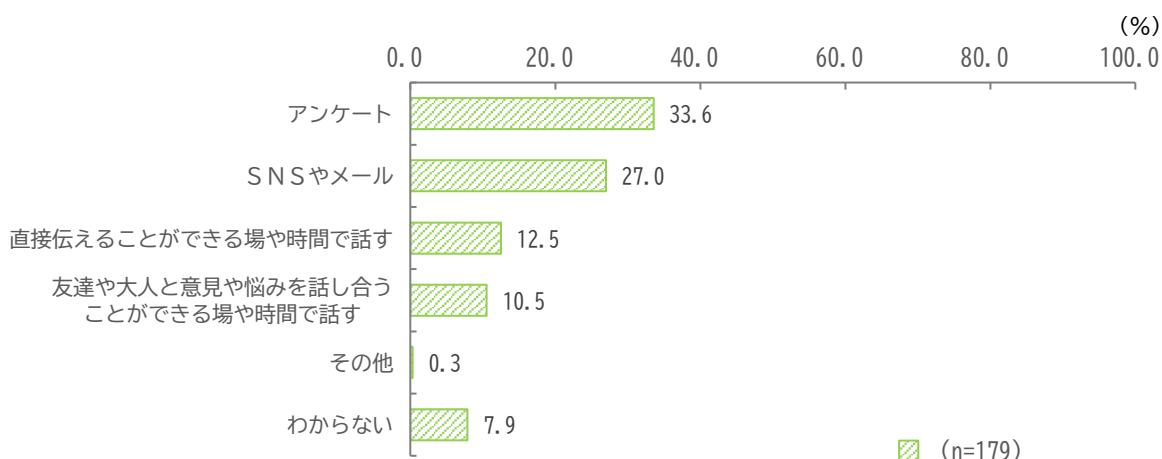
## ⑫こども政策に関して自分の意見が聴いてもらえていると思うか【1つ選択】

「わからない」が 38.5%と最も高く、次いで「どちらかというとそう思わない」が 26.3%、「どちらかというとそう思う」が 15.6%となっています。



## ⑬子どもや若者の声を聴くにあたっての参加方法【全て選択】

「アンケート」が 33.6%と最も高く、次いで「SNS やメール」が 27.0%、「直接伝えることができる場や時間で話す」が 12.5%となっています。



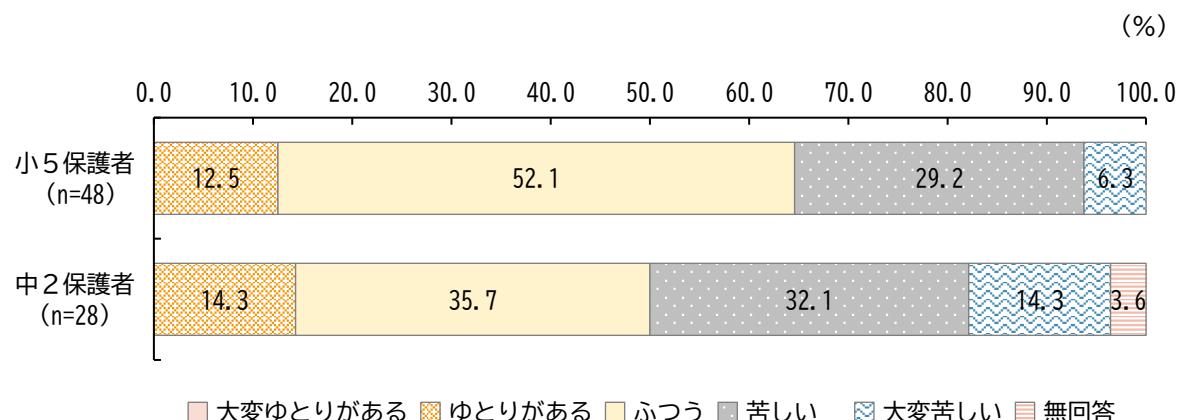
## (2)こども生活に関する実態調査

### 【小学生・中学生の保護者調査結果】

#### ①現在の暮らしの状況【1つ選択】

小5保護者では「ふつう」が52.1%と最も高く、次いで「苦しい」が29.2%となっています。

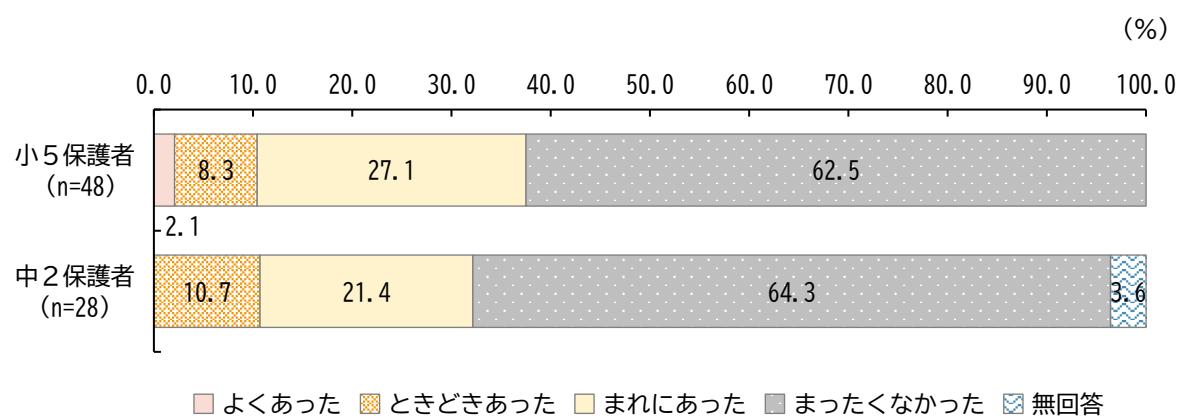
中2保護者では「ふつう」が35.7%と最も高く、次いで「苦しい」が32.1%となっています。



#### ②過去1年間の間での経済的な理由による経験【1つ選択】

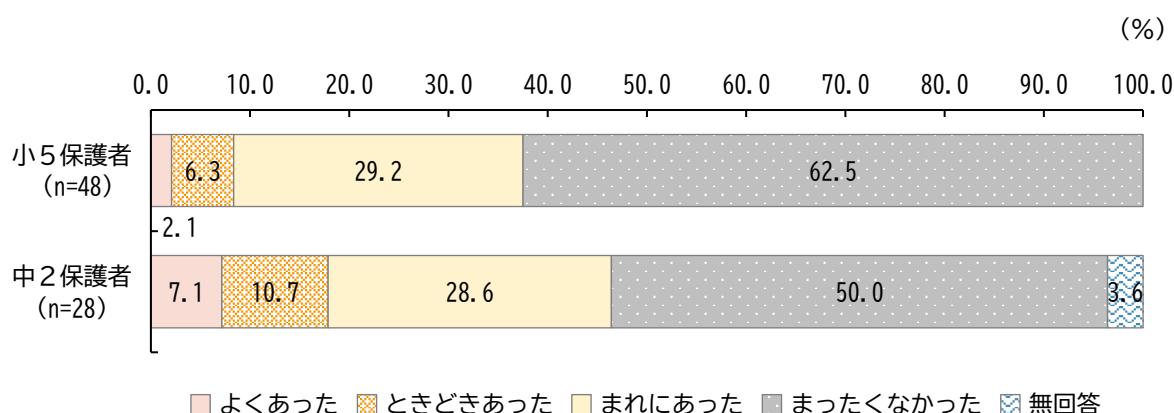
##### 食料が買えないことがあったか

お金が足りなくて食料が買えないことがあったかについて、『あった（「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の合計）』は、小5保護者では37.5%、中2保護者では32.1%となっています。



### 衣服が買えないことがあったか

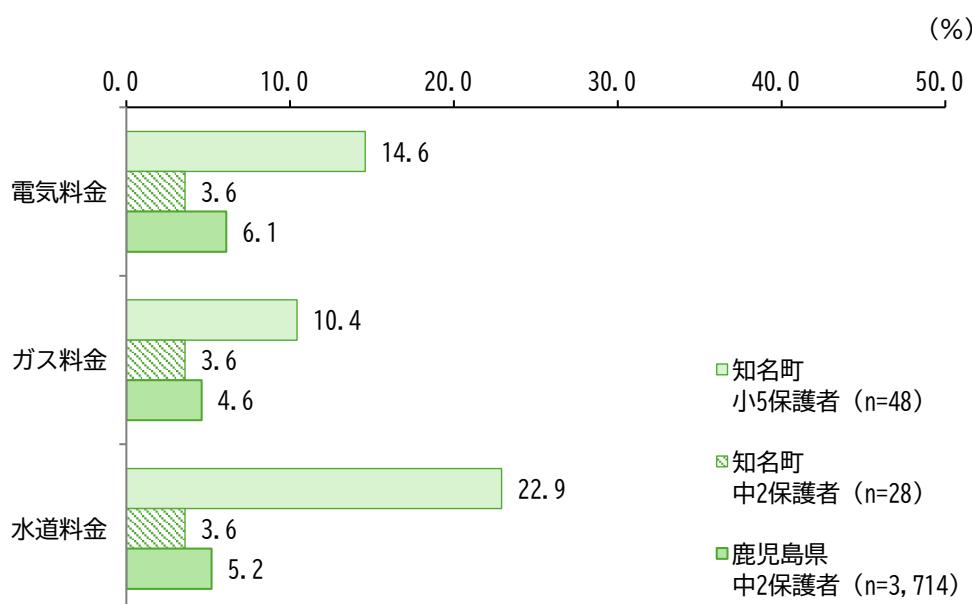
お金が足りなくて衣服が買えないことがあったかについて、『あった』は、小5保護者では 37.6%、中2保護者では 46.4%となっています。



### ③過去1年間の間に経済的な理由で公共料金の支払等ができなかつた経験【1つ選択】

公共料金が支払えないことがあったかについて、「あった」はいずれにおいても知名町の小5保護者が最も高く、水道料金では約2割が「あった」と回答しています。

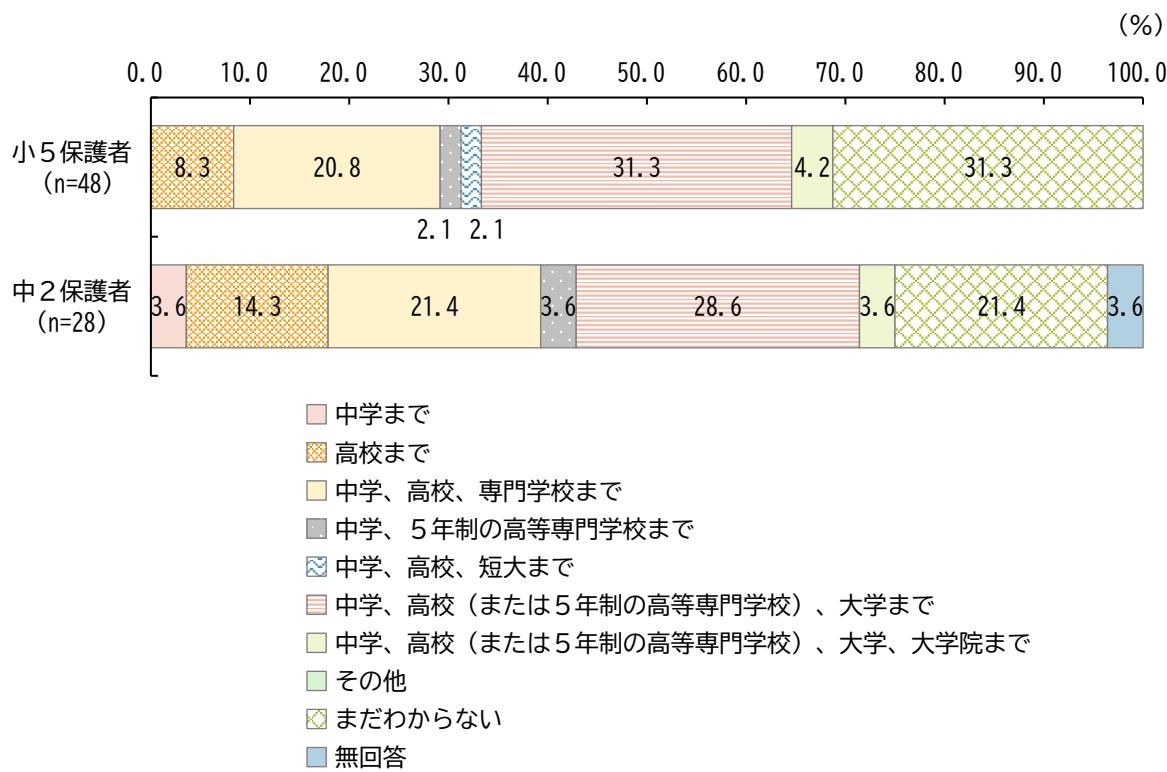
鹿児島県の中2保護者と比較すると、知名町の中2保護者では、いずれにおいても「あった」割合は低くなっています。



#### ④子どもに希望する進学先【1つ選択】

小5保護者では「中学、高校、大学まで」、「まだわからない」が同率で 31.3%と最も高く、次いで「中学、高校、専門学校まで」が 20.8%となっています。

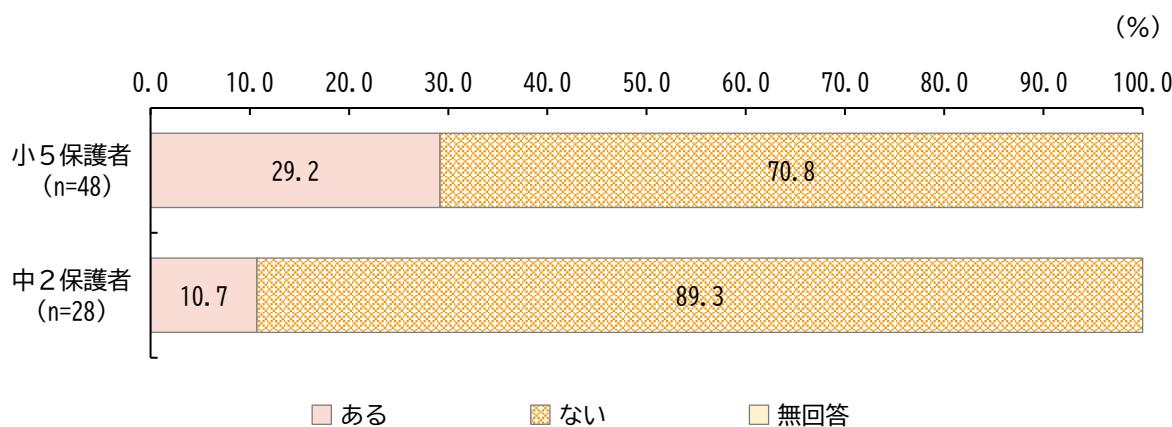
中2保護者では「中学、高校、大学まで」が 28.6%と最も高く、次いで「中学、高校、専門学校まで」と「まだわからない」が同率で 21.4%となっています。



#### ⑤子どもの学習意欲にこたえられなかった経験【1つ選択】

小5保護者では「ある」が 29.2%、「ない」が 70.8%となっています。

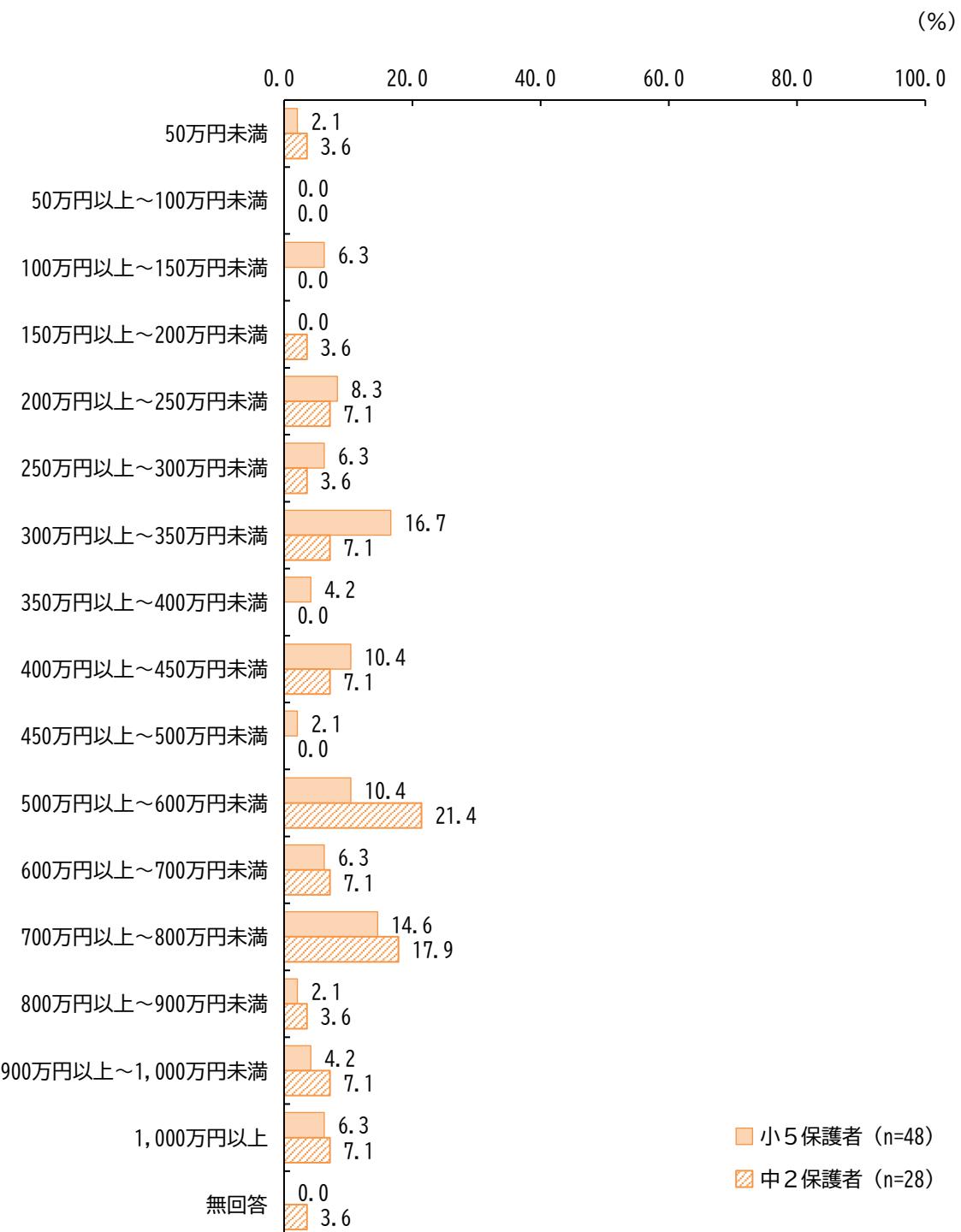
中2保護者では「ある」が 10.7%、「ない」が 89.3%となっています。



## ⑥世帯の年間収入の状況【1つ選択】

小5保護者では「300万円以上～350万円未満」が16.7%と最も高く、次いで「700万円以上～800万円未満」が14.6%となっています。

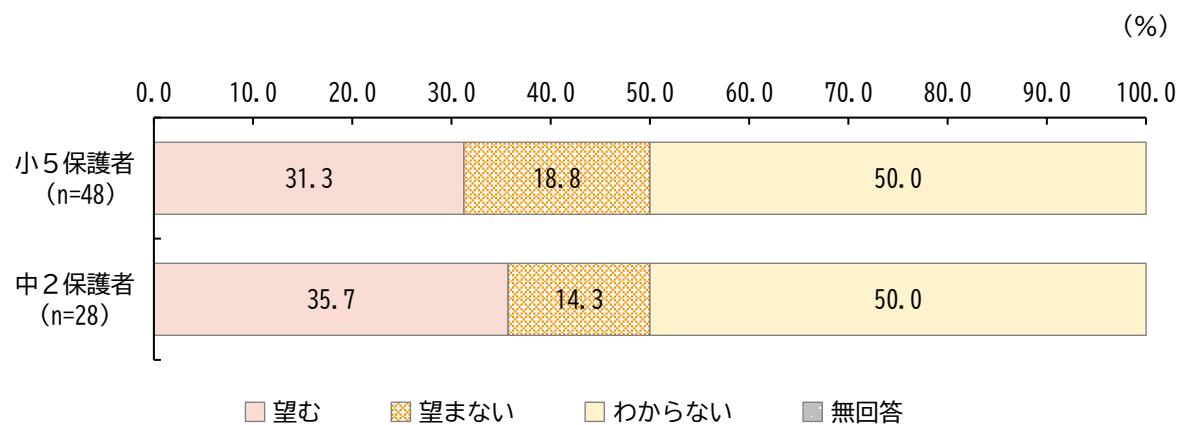
中2保護者では「500万円以上～600万円未満」が21.4%と最も高く、次いで「700万円以上～800万円未満」が17.9%となっています。



## ⑦将来を含め、子どもが地元に帰つてくることへの希望【1つ選択】

小5保護者では「わからない」が50.0%と最も高く、次いで「望む」が31.3%となっています。

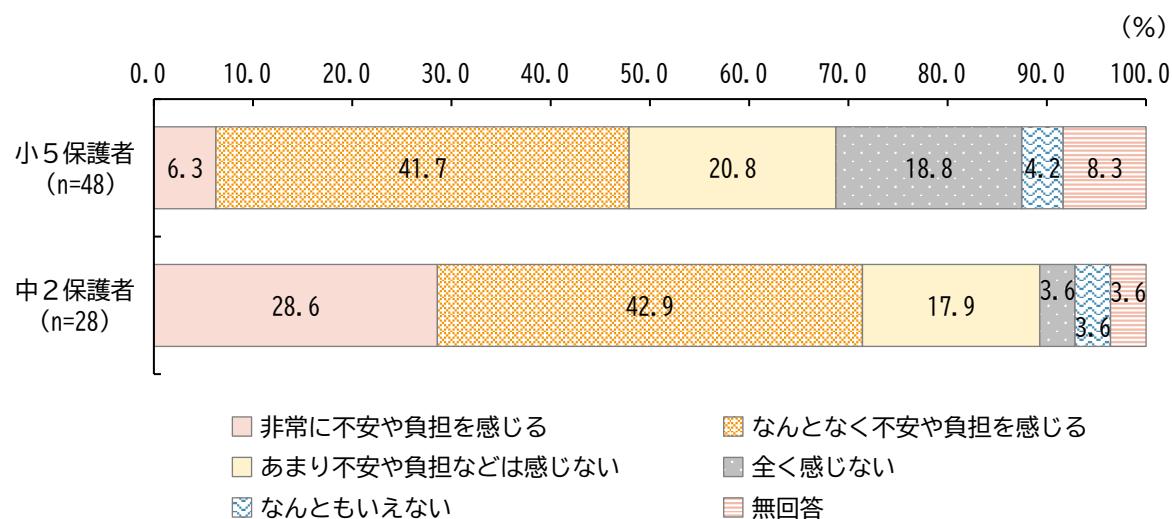
中2保護者では「わからない」が50.0%と最も高く、次いで「望む」が35.7%となっています。



## ⑧子育てに関して感じる不安や負担【1つ選択】

小5保護者では「なんとなく不安や負担を感じる」が41.7%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」が20.8%となっています。

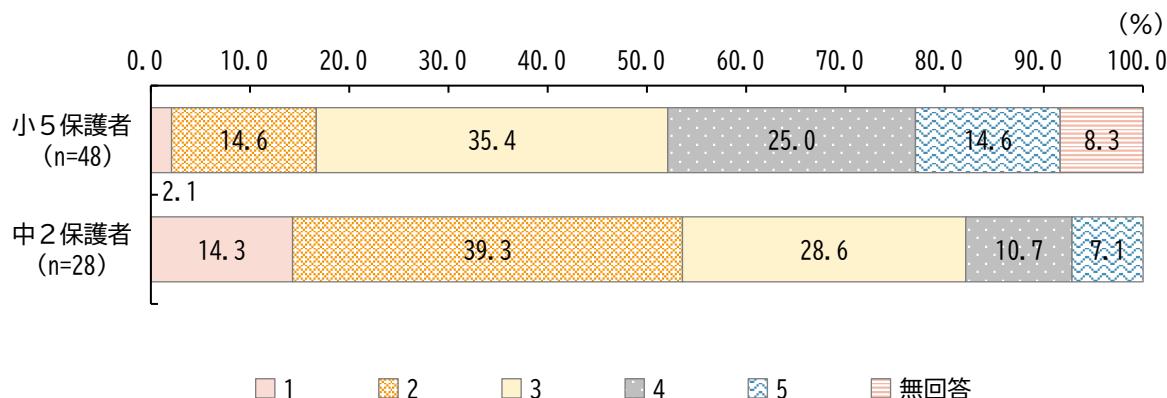
中2保護者では「なんとなく不安や負担を感じる」が42.9%と最も高く、次いで「非常に不安や負担を感じる」が28.6%となっています。



## ⑨地域における子育ての環境や支援への満足度【1つ選択】

子育ての環境や支援への満足度について、5段階で表したときに、小5保護者では『満足度が高い(「4」と「5」の合計)』が、39.6%、『満足度が低い(「1」と「2」の合計)』が 16.7%と、『満足度が高い』の方が高くなっています。

中2保護者では『満足度が高い』が 17.8%、『満足度が低い』が 53.6%と『満足度が低い』の方が高くなっています。

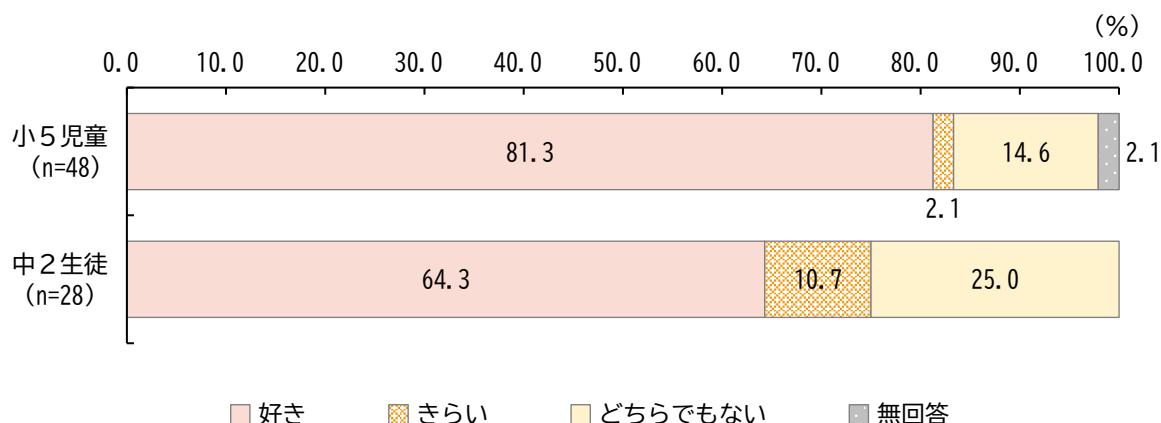


## 【小学生・中学生調査結果】

### ①沖永良部島が好きか【1つ選択】

小5児童では「好き」が81.3%と最も高く、次いで「どちらでもない」が14.6%となっています。

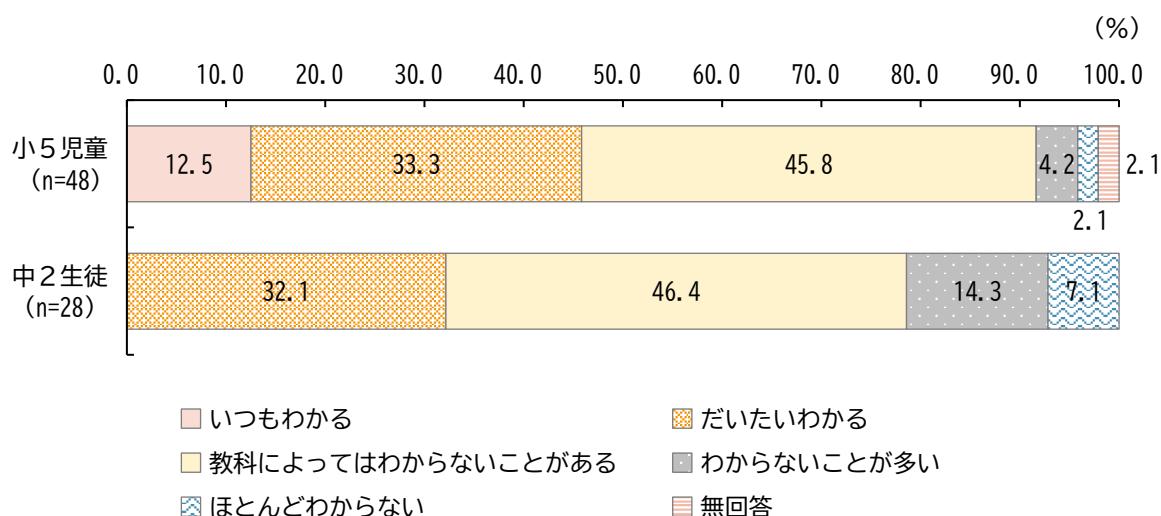
中2生徒では「好き」が64.3%と最も高く、次いで「どちらでもない」が25.0%となっています。



### ②学校の勉強の理解度【1つ選択】

小学生では「だいたいわかる」が55.6%と最も高く、次いで「よくわかる」が38.9%、「ほとんどわからない」が3.7%となっています。

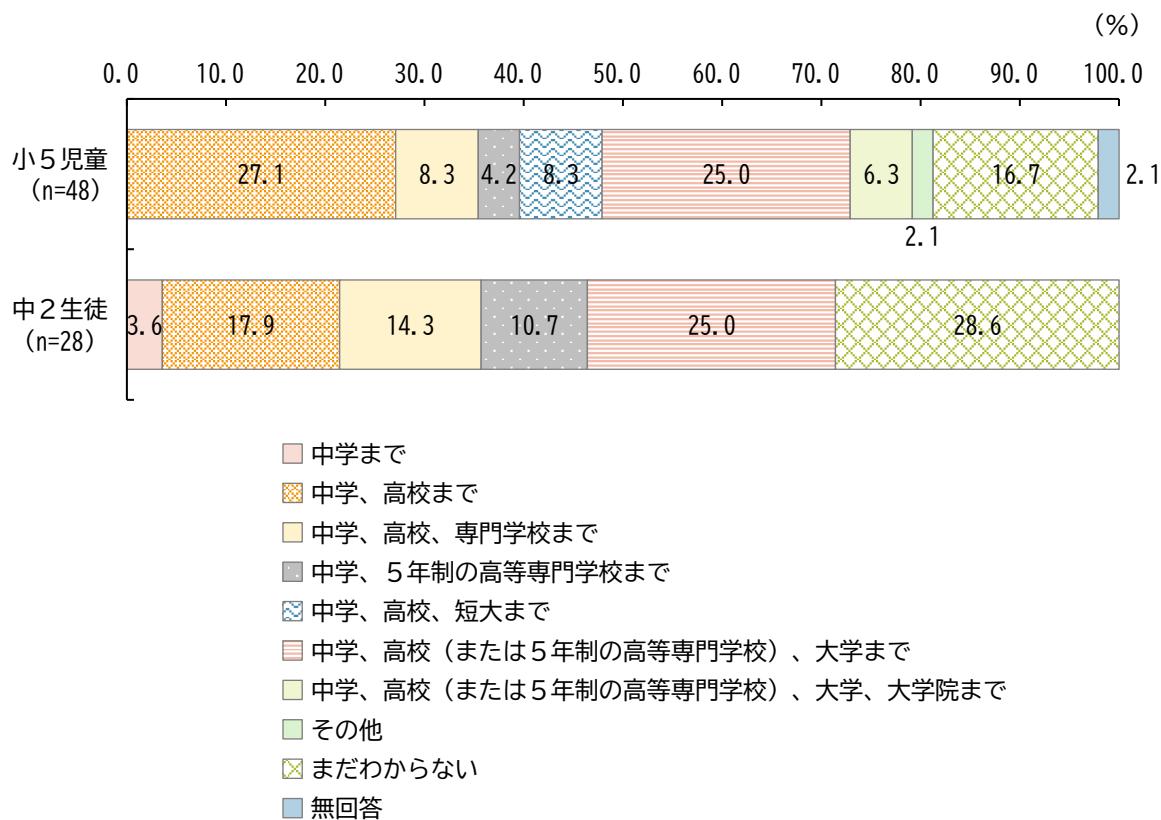
中学生では「だいたいわかる」が57.4%と最も高く、次いで「あまりわからない」が25.5%、「よくわかる」が14.9%となっています。



### ③希望する進学先【1つ選択】

小5児童では「中学、高校まで」が 27.1%と最も高く、次いで「中学、高校、大学まで」が 25.0%となっています。

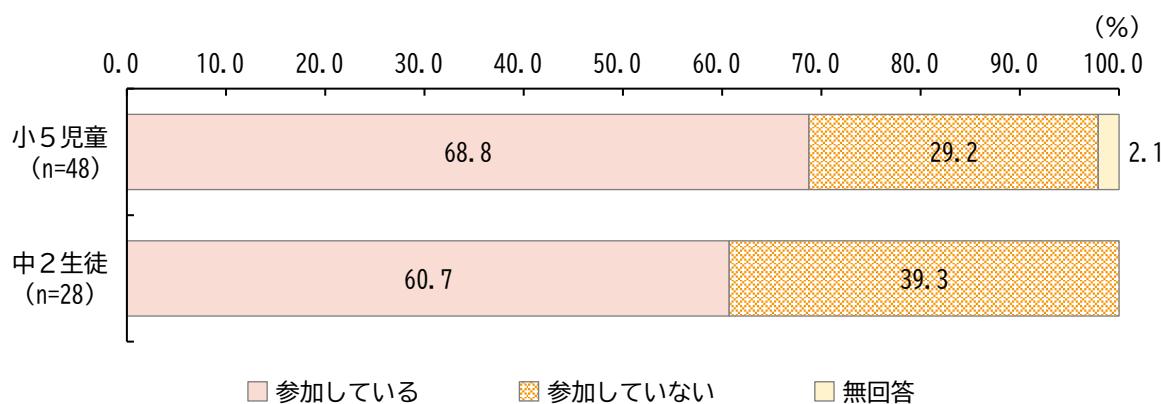
中2生徒では「まだわからない」が 28.6%と最も高く、次いで「中学、高校、大学まで」が 25.0%となっています。



### ④部活動等への参加状況【1つ選択】

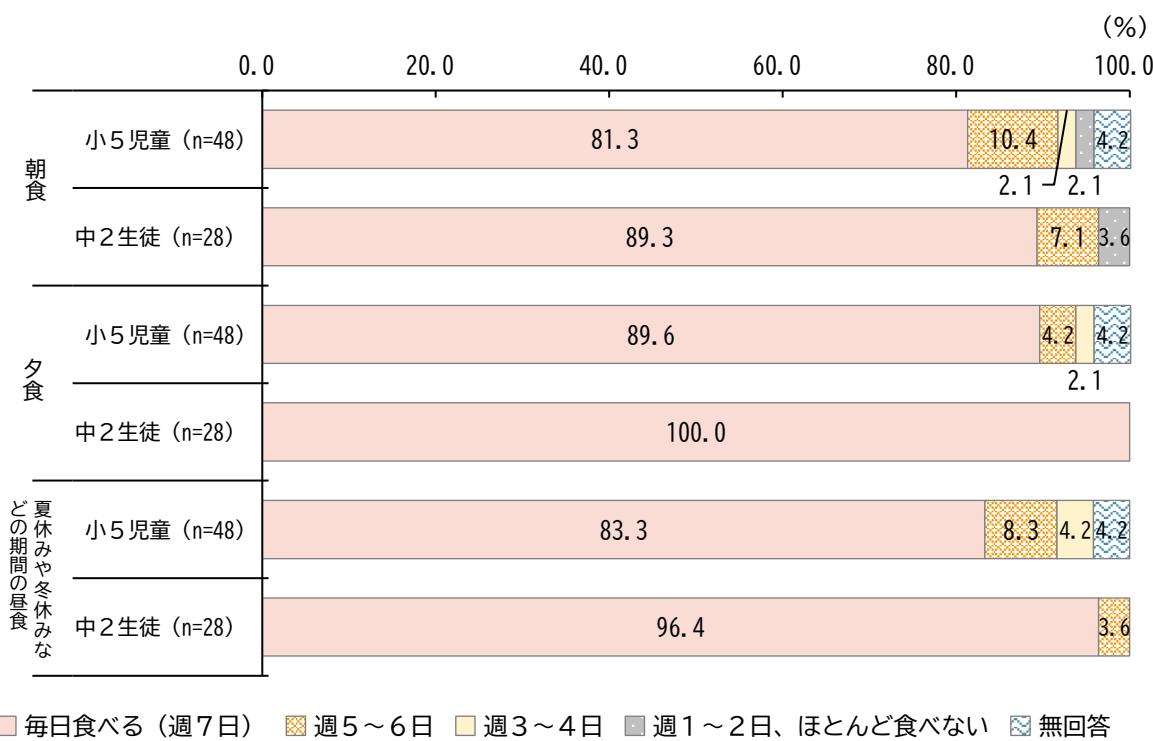
小5児童では「参加している」が 68.8%、「参加していない」が 29.2%となっています。

中2生徒では「参加している」が 60.7%、「参加していない」が 39.3%となっています。



## ⑤食事の頻度【1つ選択】

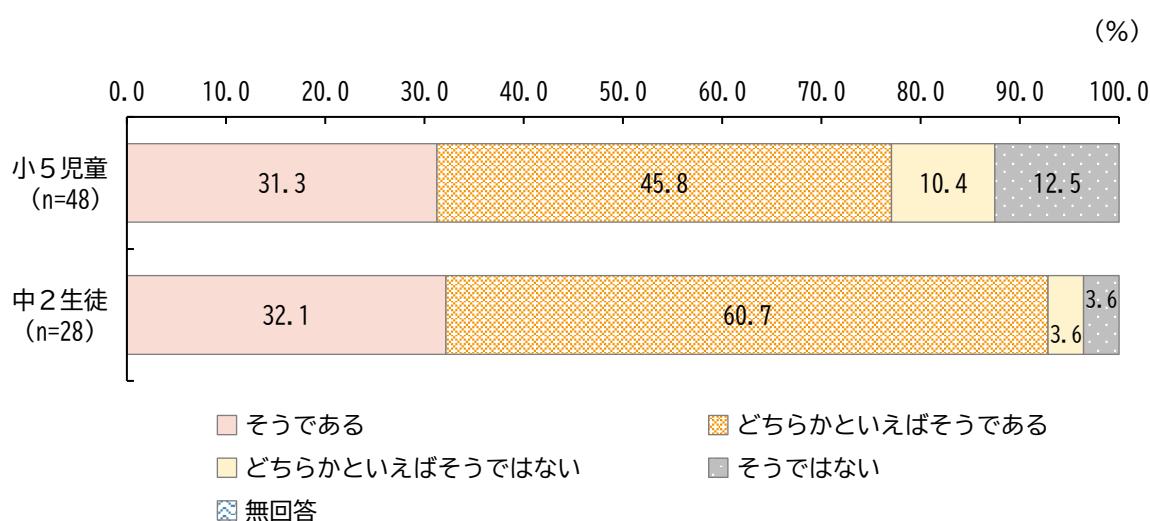
小5児童と中2生徒ともに、いずれにおいても「毎日食べる」の割合が最も高くなっていますが、「朝食」では「週1～2日」「ほとんど食べない」という回答もみられます。



## ⑥平日の就寝時間【1つ選択】

ふだん、ほぼ同じ時間に寝ているかについて、小5児童では「どちらかといえばそうである」が45.8%と最も高く、次いで「そうである」が31.3%となっています。

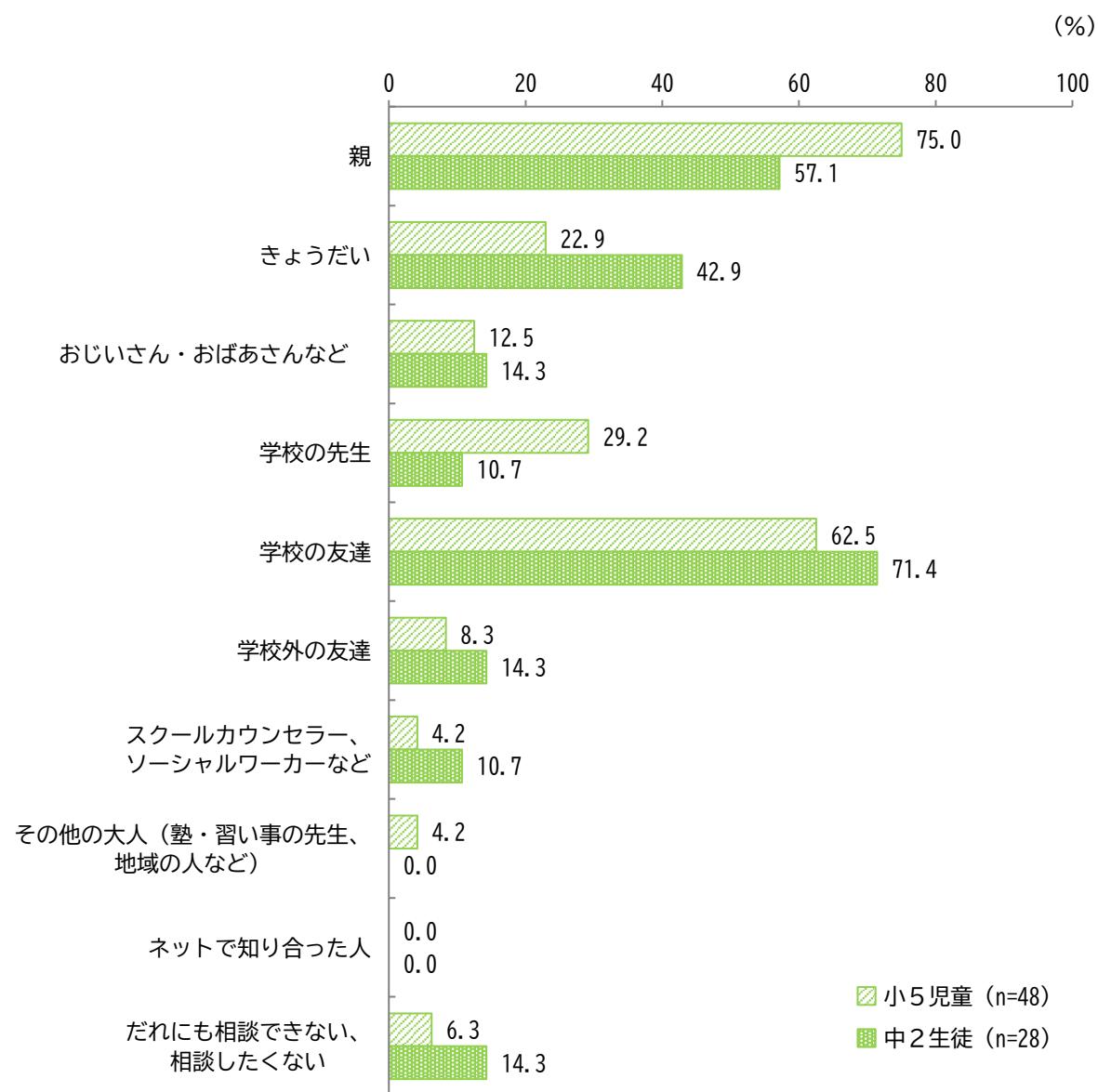
中2生徒では「どちらかといえばそうである」が 60.7%と最も高く、次いで「そうである」が 32.1%となっています。



## ⑦困っていること悩みごとを相談できると思う人【1つ選択】

小5児童では「親」が75.0%と最も高く、次いで「学校の友達」が62.5%となっています。

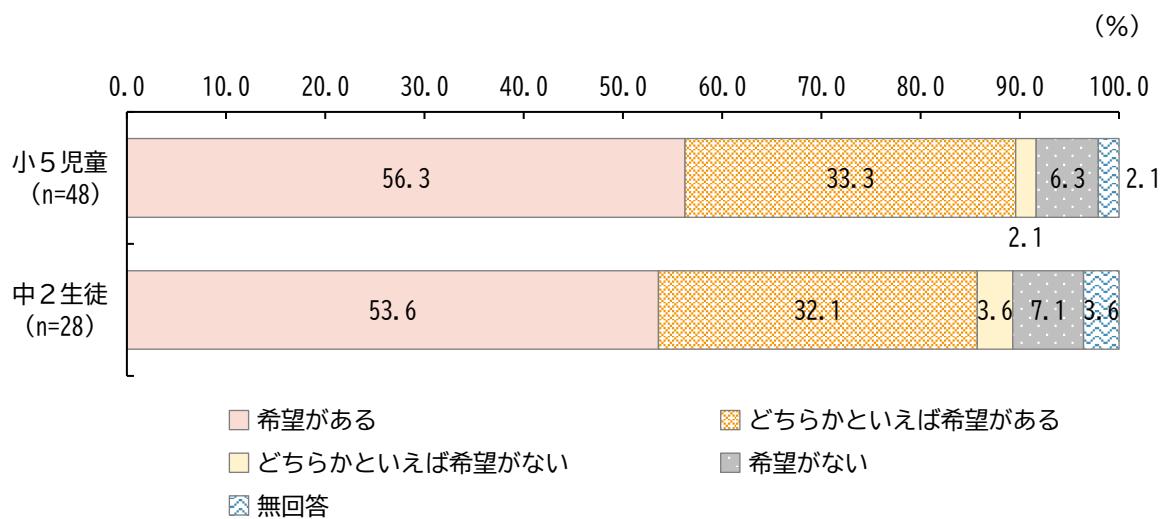
中2生徒では「学校の友達」が71.4%と最も高く、次いで「親」が57.1%となっています。



## ⑧将来に明るい希望をもっているか【1つ選択】

小5児童では「希望がある」が 56.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば希望がある」が 33.3%となっています。

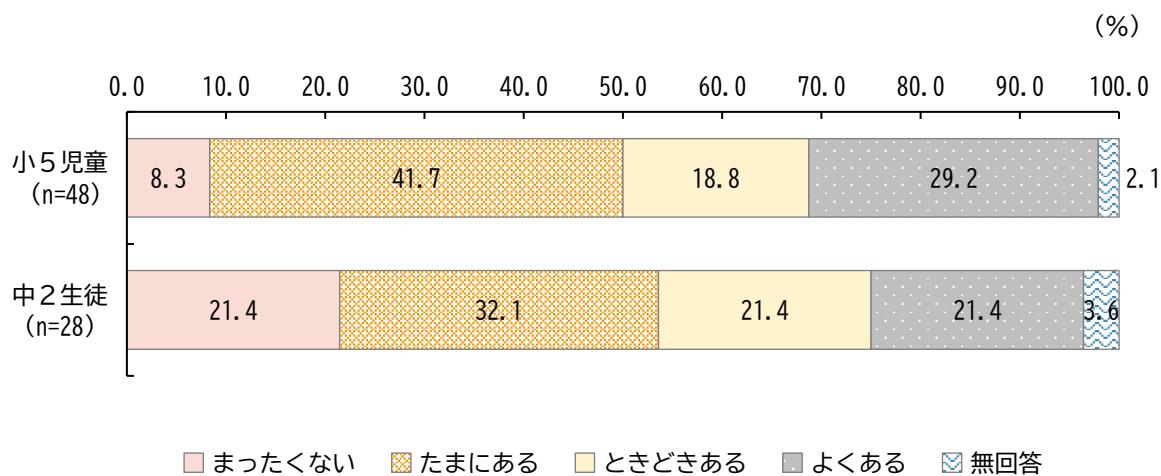
中2生徒では「希望がある」が 53.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば希望がある」が 32.1%となっています。



## ⑨家族の世話をすることがあるか【1つ選択】

小5児童では「たまにある」が 41.7%と最も高く、次いで「よくある」が 29.2%となっています。

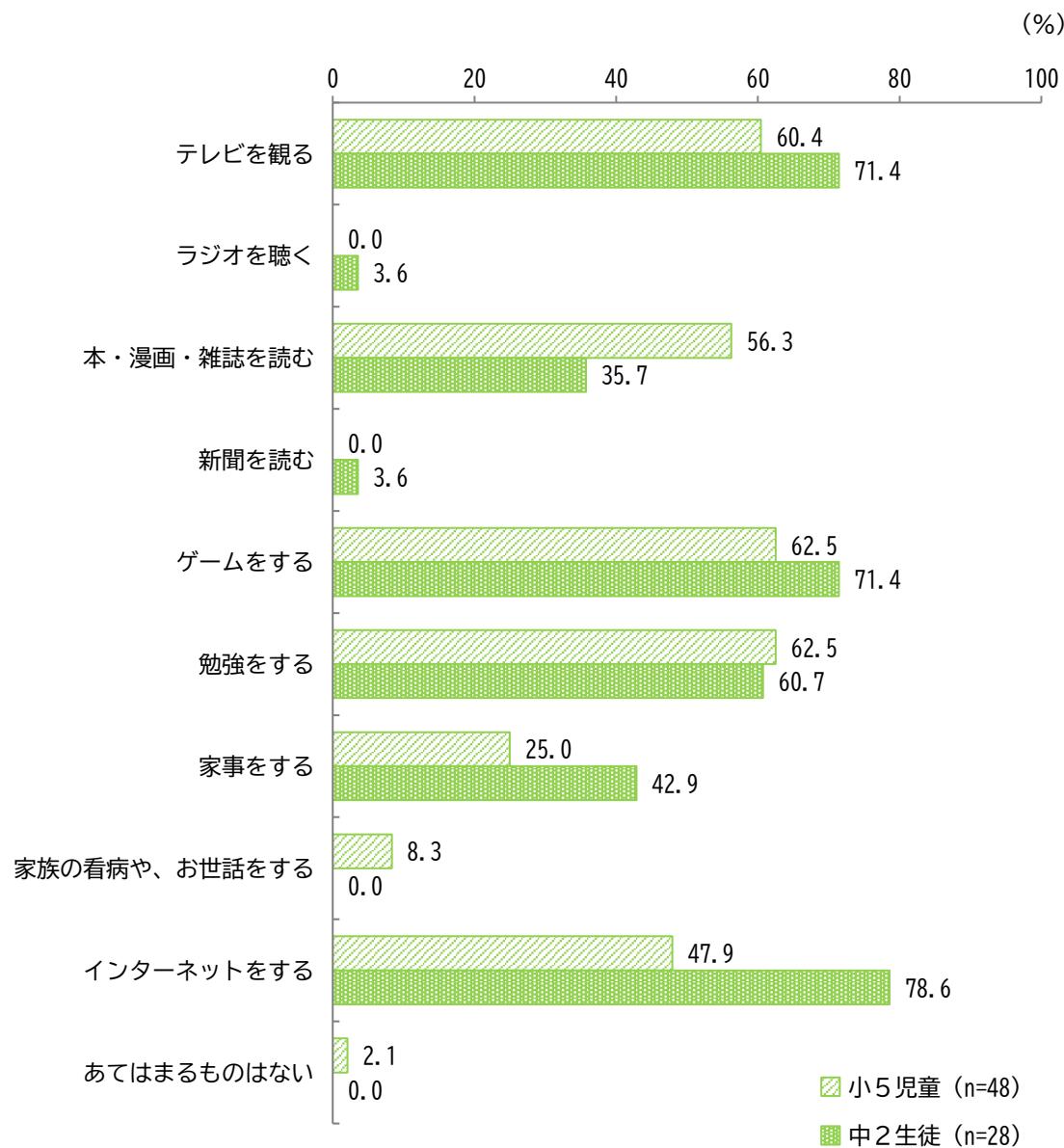
中2生徒では「たまにある」が 32.1%と最も高く、「まったくない」、「ときどきある」、「よくある」が同率で 21.4%となっています。



## ⑩家ではどんなことに時間を使っているか【全て選択】

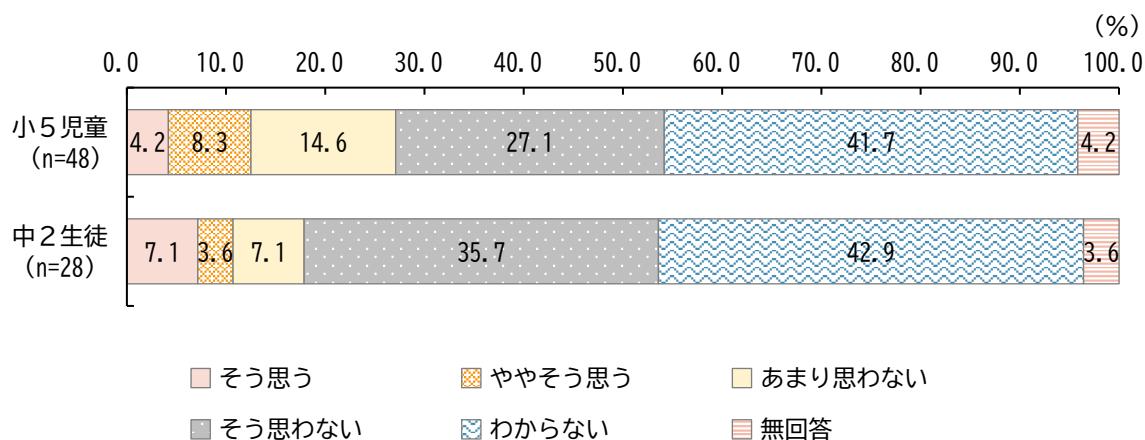
小5児童では「ゲームをする」、「勉強をする」が同率で 62.5%と最も高く、次いで「テレビを見る」が 60.4%となっています。

中2生徒では「インターネットをする」が 78.6%と最も高く、次いで「ゲームをする」、「テレビを見る」が同率で 71.4%となっています。



## ⑪知名町役場に意見を伝えたいと思うか【1つ選択】

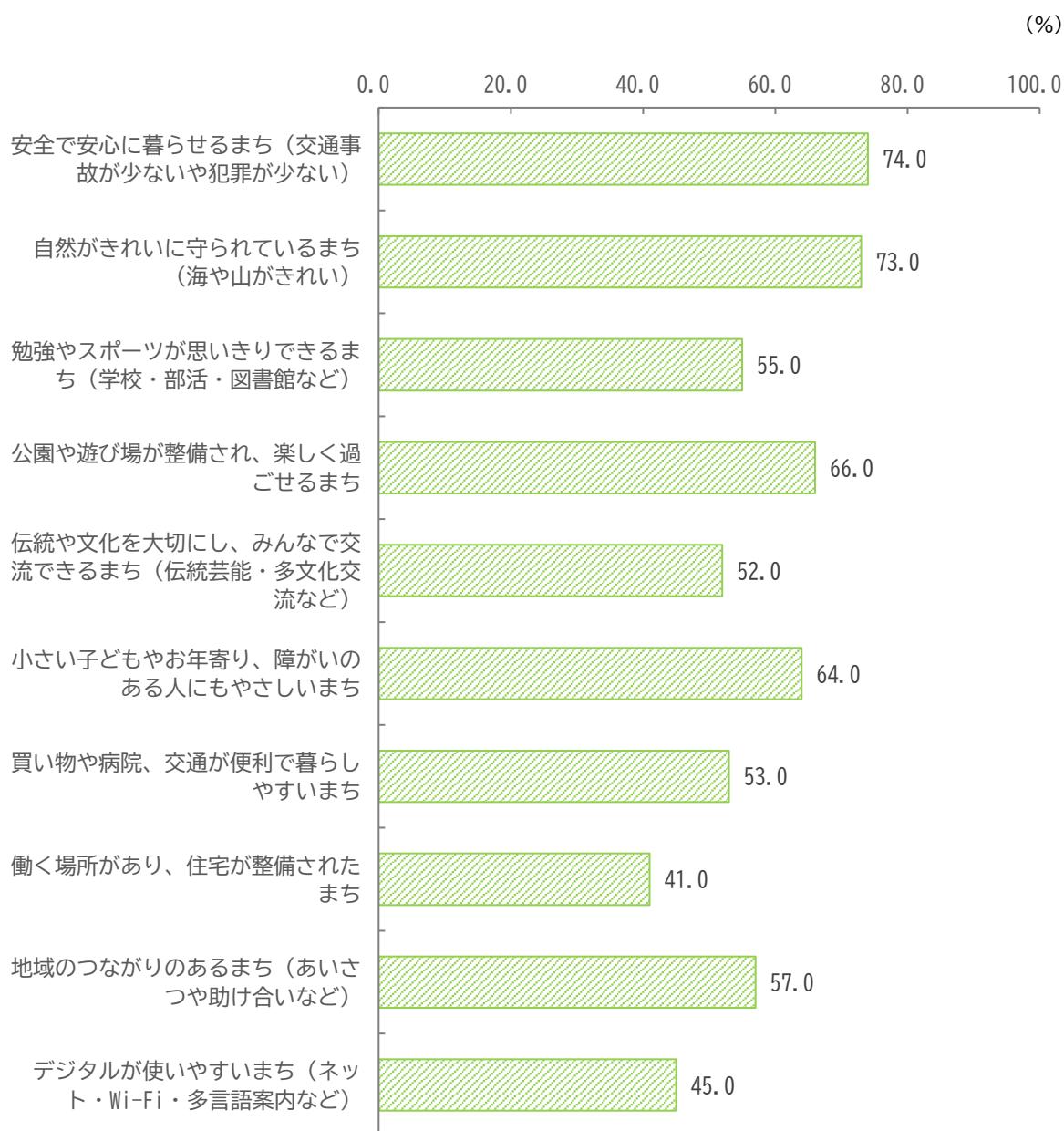
小5児童では「わからない」が41.7%と最も高く、次いで「そう思わない」が27.1%となっています。中2生徒では「わからない」が42.9%と最も高く、次いで「そう思わない」が35.7%となっています。『思う（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）』は小5児童では12.5%、中2生徒では10.7%となっています。一方で、『思わない（「そう思わない」と「あまり思わない」の合計）』は小5児童では41.7%、中2生徒では42.8%となっています。



### (3) 小学5年生から中学3年生への意見聴取

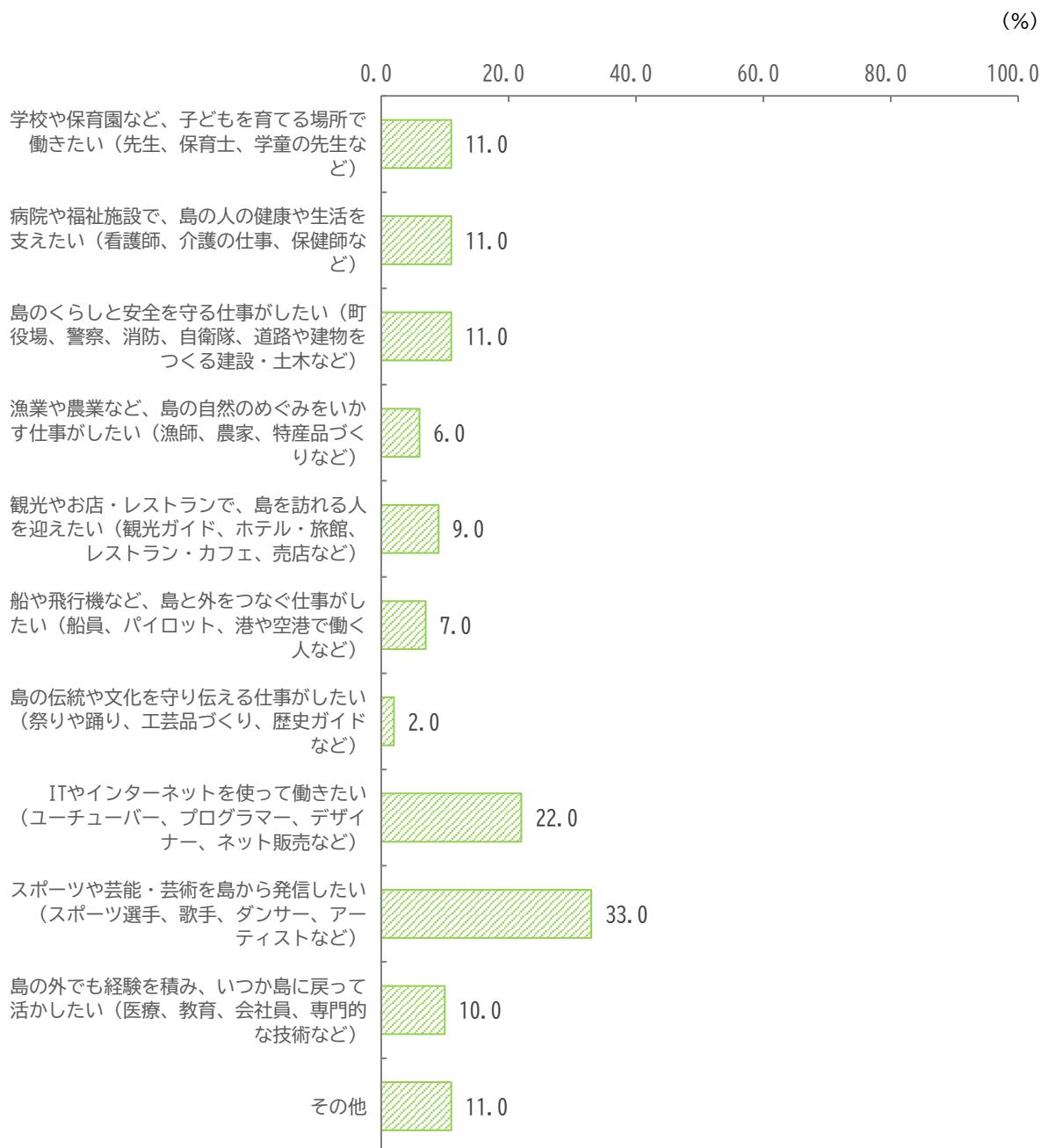
①あなたは、どんな知名町になってほしいと思いますか？また、知名町がもっとよくなるとしたら、どんな町にしたいですか？（複数回答可）

「安全で安心して暮らせるまち（交通事故や犯罪が少ない）」が 74.0%と最も高く、次いで「自然がきれいに守られているまち（海や山、川がきれい）」73.0%、「公園や遊び場が整備され、楽しく過ごせるまち」66.0%となっています。その他の意見はありませんでした。



## ②大きくなったら、どんなところで働いてみたいですか？

「スポーツや芸能・芸術を島から発信したい(スポーツ選手、歌手、ダンサー、アーティスト)」が 33.0% と最も高く、次いで「IT やインターネットを使って働きたい(ユーチューバー、プログラマー、デザイナー、ネット販売など)」22.0% となっています。

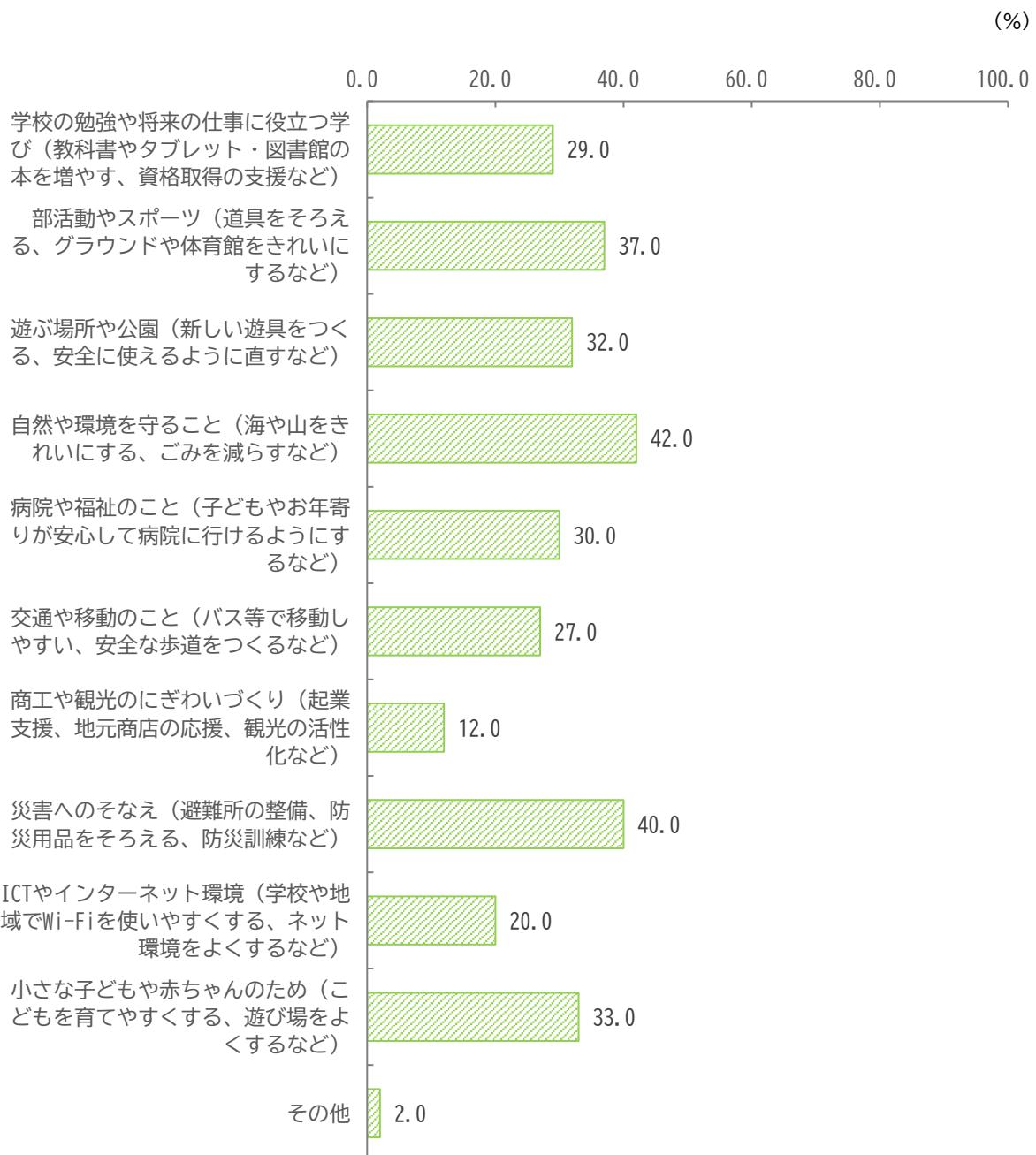


### (その他回答内容)

動物保護、コンビニや普通の店、研究者(植物や動物、虫など)、漫画家、動物園の飼育員、建築家など家づくりに関係のある仕事、分からない・特にない、沖永良部ではないところでポケモンの会社で働きたい、獣医、クリエイター

### ③町がお金を使うとしたら、皆さんはどんなことに使ってほしいですか？

「自然や環境を守ること(海や山をきれいにする、ごみを減らすなど)」が 42.0%と最も高く、次いで、「災害へのそなえ(避難所の整備、防災用品をそろえる、防災訓練など)」40.0%、「部活動やスポーツ(道具をそろえる、グラウンドや体育館をきれいにするなど)」37.0%となっています。



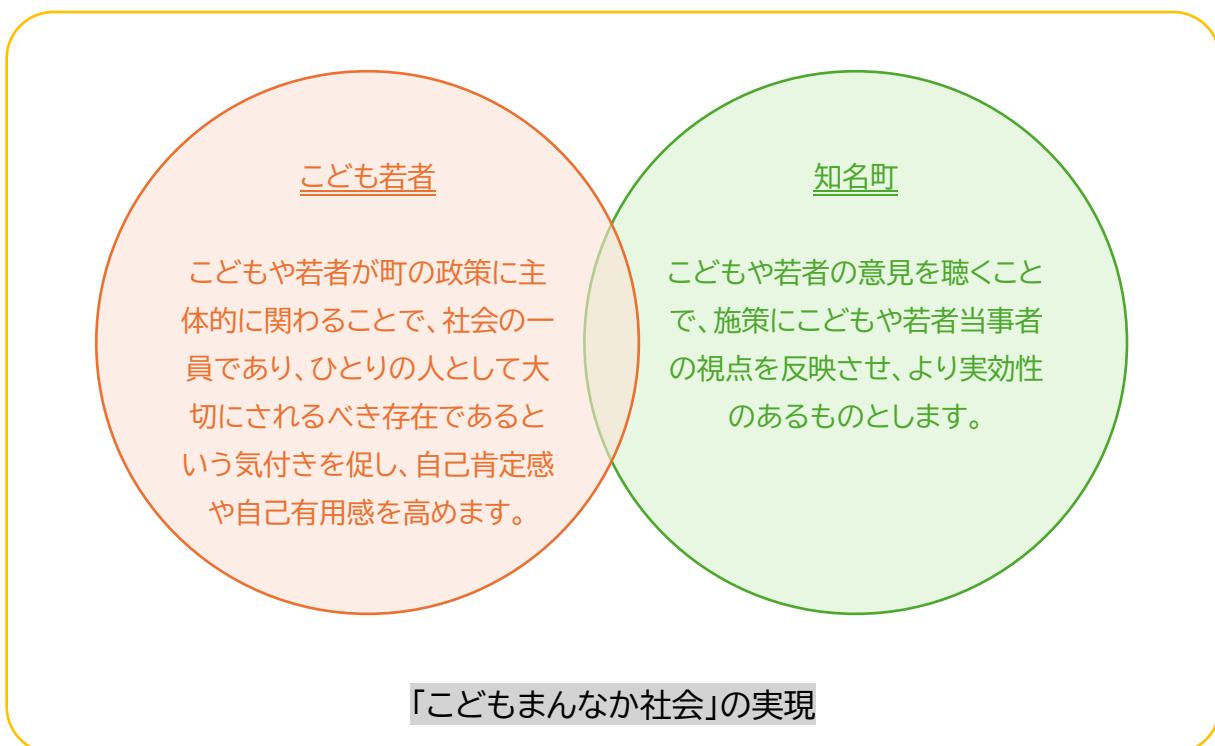
#### (その他回答内容)

植物を増やす

お年寄りが老後安心してくらせるといい

## 【意見を受けての方向性】

こども・若者は、社会の希望、未来を担う存在です。個性が認められ安心できる環境で、様々な学習や体験を通して成長できるよう取り組むとともに、子どもの気持ちを受け止めることができ、時間や気持ちにゆとりを持って子育てできる支援を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

子育ては、その親だけが担うものではなく、その親をサポートする周囲の者や関係機関が協力体制・支援体制をとり、地域の人達が応援することにより、安心して子育てができる環境をつくることが必要です。

子ども・子育て支援については、次代を担うこどもたちの成長と子育てを社会全体で支援し、社会を構成する一人ひとりが子ども・子育て支援の重要性に対する关心や理解を深めることで、安定した家庭を築き、安心してこどもを産み育て、こどもの成長に喜びを感じることができ、親も子も心身ともに健やかに成長できる社会の実現を目指しています。

すべてのこども・若者が健やかに成長し、どのような状況や環境にあっても権利が守られ、将来にわたり幸せに暮らせるよう、社会全体で支援できるよう、本計画では、「こどもをまんなか」に据え、子育て家庭や若者の課題解決に取り組み、切れ目のない支援を提供し、地域や関係機関が連携することで、すべての人が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを目指します。

本計画は、第3期子ども・子育て支援事業計画との整合性を図り、「こども基本法」や「こども大綱」の目的や方針を踏まえ、基本理念を『童(わらび)が育てば 地域も育つ 童(わらび)が笑えば 地域も笑う みんなのふるさと フローラル知名』と定め、理念の実現に向けた取組を推進します。

#### 基 本 理 念

『童(わらび)が育てば 地域も育つ  
童(わらび)が笑えば 地域も笑う  
みんなのふるさと フローラル知名』

少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、こどもや家庭をとりまく環境が大きく変化している中で、集落(シマ)に童(わらび)の笑顔があふれ、保護者が集落の中でゆとりをもって子育てができるように基本理念の実現を目指します。

## 2 基本的な視点

本計画を策定するにあたり、以下の4つの大きな視点を持って進めることとしました。この4つの視点を、計画全体において総合的に取り入れ、各視点における目指す姿を支援し、計画を推進していきます。

### ① 子どもの「育つ力」の視点

子どもの特性に応じて、自ら考え判断する力や、豊かな人間性、健康と体力といった子ども一人一人の個性や可能性を育むため、家庭、行政、施設関係者、地域(事業者を含む)が相互に連携・協力し、地域全体で子どもを育む環境づくりを推進します。

### ② 家庭の「育てる力」の視点

近年の厳しい社会経済状況の影響から、共働き世帯の増加や就労形態が多様化しており、子育て家庭の負担や不安、孤立感が高まっています。

子育て家庭が、子育てを楽しみ、子どもと共に成長できるよう、子どもを持つ親同士や子どもを持つ親と地域の子育て経験者が交流する機会を設けるなど子育て家庭の孤立を防ぐとともに、子育てに関する悩みや不安の解消を図り、家庭の「育てる力」を育みます。

### ③ 地域の「育てる力」の視点

核家族化、人間関係の希薄化といった社会状況の変化は本町にも確実に押し寄せており、地域で子どもを育てる風土についても、近年、連帯意識が希薄化し、地域の子育て機能が低下しています。

このような状況から、元来、本町が有していた「地域で子どもを守り育てる機能」を再生・強化するために、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えていくという視点が重要です。地域住民の意識啓発を図るとともに、地域住民が子ども会や地域行事などを通して、子どもの育成や子育て支援にかかる機会を拡充し、地域の「育てる力」を育みます。

### ④ すべての子どもと家庭を「支える力」の視点

子どもと子育て家庭の置かれた状況を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みや男女共同参画の推進等、子どもや子育て家庭を社会全体で支えていく意義について、意識啓発を図るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備や安全なまちづくりを推進する等、結婚から妊娠・出産、育児の切れ目のない支援を行うことで、すべての子どもと家庭を支えます。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待といった様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めます。

### 3 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の6項目を基本目標として定め、施策を推進していきます。

#### 基本目標1 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で支える様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

#### 基本目標2 子どもの心身や健やかな成長に向けた支援の充実

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

#### 基本目標3 安心して生み育てられる切れ目のない支援の推進

親が安心して子どもを生み、すべての子どもが健やかに生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

#### 基本目標4 職業生活と家庭生活の両立

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含め働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりのための普及啓発に取り組みます。

#### 基本目標5 子どもの権利を尊重する社会の実現

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障がいのある子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

#### 基本目標6 こどもと子育てにやさしい地域環境の整備

こどもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるように、快適な住環境の整備や地域全体での見守りを推進することで事故や犯罪を防ぎ、安心してのびのびと活動ができるまちを目指します。

## 4 計画の体系

基本理念		
童（わらび）が育てば 地域も育つ 童（わらび）が笑えば 地域も笑う みんなのふるさと フローラル知名		
基本目標	基本方針	施策
基本目標1 地域における子育て支援の充実	1. 幼児教育・保育サービスの充実	(1) 就学前のこどもの教育・保育環境の充実 (2) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (3) 放課後児童健全育成事業の推進 (4) 多様な保育サービスの充実
	2. 地域での交流の場や居場所づくりの推進	(1) こどもが成長できる場や機会の提供 (2) 地域住民との交流の促進
基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に向けた支援の充実	1. 子どもの健やかな成長の支援	(1) 次代の親の育成 (2) 学校教育の充実 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進
	2. 困りごとを抱える子どもへの支援	(1) 不登校児への支援の充実 (2) こどもの居場所・遊び場づくり
基本目標3 安心して生み育てられる切れ目ない支援の推進	1. 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり	(1) 情報提供・相談体制の充実 (2) 母子の健康の確保・増進 (3) こどもの発達段階に応じた食育の推進 (4) 関係機関と連携した地域医療体制の充実 (5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (6) 不妊治療に関する情報提供 (7) 健やかな身体づくりの推進
	2. 若者の健全育成と自立支援	(1) 若者の交流と活動の充実と結婚を希望する方への機会の提供 (2) 社会生活に困難を有する若者の早期発見と支援
基本目標4 職業生活と家庭生活の両立の推進	1. 子育てと仕事の両立の促進	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
	2. 子育てしやすい就労環境づくりの推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 男性の育児参加の促進
基本目標5 子ども・若者の権利を尊重する社会の実現	1. きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援	(1) 障がいのあるこどもとその家族に対する生活支援の充実 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 子育てに伴う経済的負担の軽減 (4) 外国につながる児童への配慮
	2. こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) こども・若者の権利の擁護 (3) こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保 (4) こども・若者のいのち支える取組の推進 (5) ヤングケアラーに対する取組
基本目標6 こどもと子育てにやさしい地域環境の整備	1. こどもの成長や子育てに適した環境整備	(1) 安心して子育てできる住環境の整備 (2) 道路交通環境の整備、交通マナーの普及啓発 (3) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備の推進
	2. こどもの安全安心のための環境整備	(1) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (2) 被害に遭ったこどもの保護の推進

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域における子育て支援の充実

#### 1 幼児教育・保育サービスの充実

##### 【現状と課題】

- ◆本町では女性の就業率の上昇等を背景に、定期的な教育・保育の利用者が増加する一方で、保育園、認定こども園の職員が不足しています。職員の増員は、教育・保育の量の確保の面から重要であるだけでなく、質の向上と職員一人あたりの負担の軽減にもつながります。様々な手段を用いて人材確保の支援に努めます。
- ◆また、質の高い教育・保育の提供のためには、各関係機関の連携が重要となります。現在、保・小・中の連携は積極的に行われていますが、今後は、放課後児童クラブや民生委員等を加えた町全体での連携が求められます。また、外国につながるこどもへの配慮などが求められています。
- ◆小学生の放課後の過ごし方として、放課後児童クラブの利用率が高く、今後も安定した量の確保と、学校等との連携促進や長期休暇時へ対応できる運営体制の構築といった運営の質を向上させる取り組みが必要となります。
- ◆地域子ども・子育て支援事業は、利用者・対象者が少ない事業であっても、その潜在的なニーズや重要性を踏まえた事業の実施が求められます。本町の実情と事業の性質にあわせ、事業の周知や内容の充実等を行い、利用希望者が適切に事業を利用できるように努めます。

##### 【施策の展開】

###### (1)就学前の子どもの教育・保育環境の充実

- 現状の体制を維持拡充し、適切な教育・保育の利用や保護者の様々な要望に対応する体制づくりを進めます。
- 人材確保のため、防災無線や町広報誌、ハローワーク等で、幅広く募集するとともに、新たな人材確保の手段を検討します。
- 毎年、職員及び関係機関で教育課程の見直しを行い、教育・保育の質を向上に努めます。

■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
認定こども園の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前のこどもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていなくても利用できます。</li> <li>○保護者の状況やニーズに対応した保育の受け皿の確保や家庭で子育てされている保護者と地域との交流の架け橋に努めます。</li> </ul>	継続	子育て支援課
保育士や保育教諭の確保及び資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士不足の問題に対応するため、ハローワーク等と連携し、保育士・保育教諭を確保します。</li> <li>○教育・保育の質の向上のために、各認定こども園で、自己評価、保護者アンケートを実施し、第三者委員への報告、意見等の検討を行っています。</li> <li>○今後も保健センターとの連携に努め、子育てに関する情報の共有を行っていきます。</li> </ul>	継続	子育て支援課
子ども・子育て会議による評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育・保育施設におけるサービス向上に向けた取り組みを促進するため、子ども・子育て会議による専門的かつ客観的な立場からの評価を実施します。</li> <li>○こども計画の策定及び施策について、委員を交え地域の子育ての実情を踏まえ審議します。</li> </ul>	継続	子育て支援課
利用定員の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者ニーズに対応するよう、町内施設の利用定員数の適正化を図り、入所実態に即した定員の見直しを行います。また、申し込みがあった施設が定員に達し対応できない場合は、町内のその他の施設での受入等を検討します。</li> </ul>	継続	子育て支援課

(2)産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、保育園等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

### (3)放課後児童健全育成事業の推進

○放課後児童クラブの利用率が高く、今後も安定した量の確保と、運営の質の向上を推進します。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
放課後児童健全育成事業（学童保育）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労等の理由により保護者が日中家にいない家庭に対し、放課後や長期休暇時に小学生のこどもを保育施設等で預かる事業です。</li> <li>○今後も安定した量の確保と、支援員の研修会等への参加など支援員の質の向上に努めます。</li> <li>○小学校等との連携促進や長期休暇時への対応に努めます。</li> </ul>	継続	子育て支援課

### (4)多様な保育サービスの充実

- 各事業について、適宜ニーズや実績の把握、内容の検討を行い、すべての人が安心して子育てをできるように各サービスを適切に実施します。
- 現在、利用者・対象者が少ない事業についても、その潜在的なニーズや重要性に応じて、利用方法の周知や内容の充実等を行い、利用希望者が効果的、効率的に事業を利用できるように努めます。
- 今後も、子育てに関する情報提供や相談体制を維持し、子育て家庭の不安軽減に努めるとともに、子育て広場や園庭開放などを通して親子・親同士の交流・連携の場を提供していきます。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
病児・病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童が病気又は回復期であり、集団保育が困難で保護者の勤務の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院または保育施設などで一時的に預かるほか、保育中に体調不良となつた児童を医務室等で一時的に預かる事業です。</li> <li>○保護者の要望等の把握と事業の周知を行い、利用しやすい事業となるように努めます。</li> </ul>	継続	子育て支援課
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の仕事の都合や通院、自身の活動やりフレッシュ等の際に、保育園などで一時的にこどもを保育する事業です。</li> <li>○今後も、町内の保育園・こども園と地域子育て支援拠点事業の全てで継続して事業を実施できるように努めます。</li> </ul>	継続	子育て支援課

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援基盤の核として、子育て相談等の支援を行う事業です。現在、社会福祉協議会へ事業を委託し、そら・SORAで実施しています。</li> <li>○子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、常設の子育て広場を開設し、子育て家庭等の親とその子どもが気軽に集い、交流する場を提供しています。また、課題を抱えた家族が日常生活の延長線上で支援を得る場を提供します。</li> </ul>	継続	子育て支援課
子育て広場や園庭開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園すまいる及び認定こども園きらきら、そら・SORAでは子育てひろばを実施しています。また、しらゆり保育園では、園独自に園庭開放を行っています。</li> </ul>	継続	子育て支援課
こども誰でも通園制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての子育て家庭に対する支援強化として月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で利用できる通園給付制度です。</li> <li>○令和8年度の制度開始に向けて、整備を行っていきます。</li> </ul>	継続	子育て支援課

## 2 地域での交流の場や居場所づくりの推進

### 【現状と課題】

- ◆文部科学省では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える地域学校協働活動、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクールの一体的な推進を進めています。
- ◆様々な遊びや学び、体験等を通じて、不確実な時代を生き抜く力を得ることは、将来を切り開く上で重要です。そのため、年齢に応じた子ども同士の居場所や豊かな人間性を育むための様々な体験機会を拡充していく必要があります。

### 【施策の展開】

#### (1) こどもが成長できる場や機会の提供

- こどもが交流・体験活動を通して、生き抜く力や豊かな人間性を養うことができるよう、地域や学校において様々な社会体験・自然体験の機会を提供します。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
体験活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域で組織されている子ども会育成会での体験活動や、町青少年育成連絡協議会としてのサマーキャンプリーダー研修などの体験活動を行います。</li> </ul>	継続	生涯学習係

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
体験活動	○グリーンカーテン活動（5月）：あまみ農協主体で、JA青壮年部、女性部の方々と一緒に、町内の保育園、認定こども園、小学校、中学校を訪問し、へちまとゴーヤの苗をプランターや花壇へ植付けを行います。	継続	学校教育課 農林課
体験活動(生活研究グループ活動)	○毎年8月頃、親子料理教室を実施しています。料理の内容は毎年違いますが、楽しく美味しい料理づくりを通じて、親子の絆を深める体験を提供しています。	継続	農林課
体験活動（食育・花育）	○ポテトスクール活動（10月～11月）・花育活動（10月～11月）：あまみ農協主体で、JA青壮年部、女性部の方々と一緒に、町内の保育園、認定こども園、小学校、中学校を訪問し、じゃがいもの植付を行います。翌年には収穫、調理、試食も予定されています。 ○町内産和牛、島魚の給食での提供（不定期）：給食における町内産牛肉・島魚の提供及び食育授業、家畜セリや漁協セリの見学等を通して町内産業への理解促進を図ります。	継続	学校教育課 農林課
体験活動(産業フェア)	○地域の産業を広く紹介し、地元の特産品や木工教室を楽しむことができるイベントで、毎年11月頃実施しています。地域の繋がりを深めるとともに地域活性化を目的としています。	継続	農林課
体験活動(サンゴの植付)	○沖永良部の海の生態系を育むサンゴ礁の成り立ちや、サンゴに依存する海の生き物について、こどもたちが学習することにより、サンゴ礁の現状と保全の必要性を理解してもらい、将来の環境意識の醸成につなげるとともに、こどもたちが自らの手でサンゴの植付体験をすることで、地域の海に対する愛着心を育む。	継続	農林課
体験活動(大山みどりの少年団夏季活動)	○大山遊歩道での森林学習を通して自然との触れ合いを深め、少年団員の皆様の豊かな感性を育むことを目的としています。	継続	農林課

## (2)地域住民との交流の促進

○地域とともにある学校の実現に向けて学校と地域が連携し、多様な知識・経験を持つ人や地域の活動団体等との交流を進めます。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
地域学校協働活動	○運動会・学習発表会、学校参観週間等、行事やイベントを通じて地域住民との交流の機会を設けています。	継続	生涯学習係 学校教育係
小中学校体育施設開放	○町内小中学校の体育施設を、休日や夜間等、児童生徒が利用しない時間帯に開放を行っております。	継続	生涯学習係

## 基本目標2 こどもの心身の健やかな成長に向けた支援の充実

### 1 こどもの健やかな成長の支援

#### 【現状と課題】

- ◆こどもの心身の健やかな成長のためには、こどもは次世代の親になる、知名町の担い手になると  
いう長期的な視野に立って、家庭、行政、施設関係者、地域等が連携・協働し、地域全体でこど  
もを育んでいくことが重要となります。
- ◆次世代の親となる若い世代が、「いのち」の大切さや家庭がこどもの健やかな育ちの基盤となる  
ことを理解し、結婚や出産、子育てに夢を持つことができるよう、その意識の啓発が求められま  
す。
- ◆子育てについて頼れる人がいないと感じる保護者が増加していることから、地域での子育てに  
関する助け合い・見守りを促進する必要があります。特に、子ども会の活動が縮小している地域  
があることから、適切な指導と支援による活動の促進と、地域全体で子ども会活動を支援する  
体制の確立が求められます。
- ◆また、こどもが成長するにつれ、薬物や飲酒・喫煙、性や暴力等に関する過激な情報に接する機  
会が増加します。行政、学校、地域等が協力し、こどもが有害環境に巻き込まれないための活動  
が求められます。

#### 【施策の展開】

##### (1) 次代の親の育成

- こどもは次代の親になるという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことが  
できるよう、長期的な視野に立ったこどもの健全育成のための取り組みを進めます。
- 本町の伝統や文化を伝える機会を設け、地域の文化を継承する人材を育成します。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
性に関する学習	○学校教育において人の生命誕生についての学習機会を設け、学年に応じた妊娠・出産・育児について、計画的に教育を行っていきます。	新規	学校教育係
子ども会育成会活 動	○各地区で組織されている子ども会育成会の活動の促進を図ります。地域全体を巻き込んだ活動を後押しするため、児童生徒の少ない地域は、近隣地域や規模の大きい地域との合同活動が可能となるよう、地域に働きかけ、活動内容に格差が生じないように努めます	継続	生涯学習係

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
教育・保育施設における伝統食の取り入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JAあまみと協力して「野菜作り体験」を行ったり、「配膳・片付けに関する体験」、「箸の持ち方の指導」、「地域の伝統食の取り入れ」などを実施し、食を通じた健全育成を図ります。</li> <li>○野菜作り体験や配膳・片付けに関する体験を通して、食べ物に関する心を持たせ、食の大切さや面白さ、感謝して食べる心を育てるよう努めます。</li> <li>○地域の伝統食を取り入れる事によって、親から子へ、子から孫へと伝承されてきた、食文化の意義や必要性に気づかせる食育活動を行っていきます。</li> </ul>	継続	子育て支援課 学校教育係 農林課

## (2)学校教育の充実

- 次代の担い手である子どもが、確かな学力を身に付け、豊かな心や身体を育み、個性豊かに生きる力を伸長ができるよう、教育行政要覧等に基づき、児童生徒一人一人の実態や特性に応じたきめ細やかな教育ができる学校の教育環境等の整備に努めます。
- 地域に根ざした特色ある学校づくりをするために、認定こども園・保育園・小学校・関係機関等の連携強化を図ります。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
こどものための相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「かごしま子供SNS相談・通報窓口」を新たに周知し、LINEやWebから匿名でチャット相談・通報ができる窓口の活用を紹介しています。</li> </ul>	継続	学校教育係
学校における相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各小中学校に県が委嘱したスクールカウンセラーを配置しています。</li> <li>○臨床心理士等の資格を有する方の配置を継続するように努めます。</li> </ul>	継続	学校教育係
地域との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運動会・学習発表会、学校参観週間等、行事やイベントを通じて地域住民との交流の機会を設けています。</li> </ul>	継続	学校教育係
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ・不登校の未然の防止、早期発見、早期解消及び教育的支援のためスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談を行います。</li> </ul>	新規	学校教育係

### (3)家庭や地域の教育力の向上

- 家庭教育学級、両親学級、母子健康相談等を開催し、親の心構えや準備等について普及啓発を行い、妊娠・子育てに関する不安の軽減を図ります。
- 「家庭教育学級」の対象範囲の拡大や今後の「地域で支える家庭推進事業」の実施等についての検討を行い、より効果的な事業となるように努めます。
- 地域全体でこどもを支え見守るという意識の向上と活動の促進に努めます。
- 各地区の子ども会の活動に差があることから、それぞれの子ども会の現状に応じて、活動の促進に努めます。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
家庭教育学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域で支える家庭教育推進事業」を継続し、充実したものにしていきます。</li> <li>○小・中学校において実施している家庭教育学級を支援します。</li> <li>○未就学児を持つ保護者等への対象者の拡大を進めています。</li> <li>○家庭教育に関する情報を、各講座等にて提供していきます。家庭教育学級や家庭教育に関する情報を、広報誌に掲載しています。</li> <li>○家庭教育支援員を育成して相談体制の充実を図ります。</li> </ul>	継続	生涯学習係
両親学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安心安全に妊娠期を過ごし、赤ちゃんを健やかに生み育てるための両親の学習の機会として助産師による講話を実施しています。</li> <li>○同じ月齢を持つ母親の友達づくりの場として、育児の楽しさや悩みを共有して、楽しく子育てをしてもらう機会をつくります。</li> </ul>	継続	保健福祉課
母子健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母親の妊娠中・子育て・こどもについての悩みや不安を解消する機会として実施する事業です。</li> <li>○子育て世代包括支援センターで、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、情報共有、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるように努めます。</li> </ul>	継続	保健福祉課
子ども会育成会活動【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各地区で組織されている子ども会育成会の活動の促進を図ります。地域全体を巻き込んだ活動を後押しするため、児童生徒の少ない地域は、近隣地域や規模の大きい地域との合同活動が可能となるように、地域に働きかけ、活動内容に格差が生じないように努めます。</li> </ul>	継続	生涯学習係

#### (4)こどもを取り巻く有害環境対策の推進

- 関係機関、関係団体、地域住民と連携・協力して、こどもが有害な情報に巻き込まれないように啓発活動や見守り活動を行います。
- こどもを取り巻く有害環境からこどもを守るために、相談窓口を周知します。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
薬物乱用防止教室	○養護教諭や学校薬剤師、警察官による薬物乱用防止教室等を開催します。現在、年に一度町内の各小中学校で薬物乱用防止教室を開催しています。	継続	学校教育係
子どものための相談窓口の周知【再掲】	○「かごしま子供SNS相談・通報窓口」を新たに周知し、LINEやWebから匿名でチャット相談・通報ができる窓口の活用を紹介しています。	継続	学校教育係
情報教育の取り組み	○情報モラル教育に関する講話の実施や、保護者へのネット環境に関するフィルタリング設定の促進、また、PTAと連携した携帯電話の家庭での使用ルール設定に努めます。	継続	学校教育係 生涯学習係

## 2 困りごとを抱えるこどもへの支援

### 【現状と課題】

- ◆こども基本法に基づき策定された「こども大綱」において、学童期、思春期における居場所の新設、既にこども・若者の居場所となっている図書館等の社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所になるよう取り組むことが明記されています。
- ◆こども・若者が将来にわたって幸せな状態で成長するためには、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、自己肯定感や自己有用感を高めることが重要です。こども・若者の主体性を大切にしながら、地域でのこども・若者の居場所づくりなどに努めます。
- ◆不登校児童生徒は全国的に年々増加し、令和6年度は過去最高の35万人と言われています。

## 【施策の展開】

### (1)不登校児への支援の充実

- 学校生活への適応等に関するカウンセリングや個別指導等を通じて、不登校児童・生徒の将来の社会的自立に向けた支援を行います。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	○いじめ・不登校の未然の防止、早期発見、早期解消及び教育的支援のためスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談を行います。	継続	学校教育係

### (2)子どもの居場所・遊び場づくり

- 図書館や公園等既存公共施設の活用や子どもの居場所づくりに取り組む団体を支援することで、子どもが自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進し、子育て関連施設の環境改善を行います。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
図書館における学習スペース	○図書館の学習スペースを有効活用できるよう、維持管理を行います。	継続	図書係
公園等の維持管理	○子どもや親子連れをはじめ、日常的なレクリエーションやコミュニティの場となる公園等を安心・安全に利用できるよう維持管理を行います。	継続	子育て支援課 企画振興課
子ども食堂への支援事業	○子ども食堂を運営する際、活動を安定させるため、助言や支援を行います。	継続	子育て支援課
子育て関連施設の環境改善	○児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、子育て関連施設の環境改善を図ります。	継続	子育て支援課

## **基本目標3 安心して生み育てられる切れ目のない支援の推進**

### **1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり**

#### **【現状と課題】**

- ◆安心して出産・子育てを行うためには、すべての子育て家庭と出産を希望する家庭に対する妊娠・出産期から子育て期の切れ目のない支援が重要です。そのためには、地域とのつながりが少ない保護者も含めたすべての家庭に対し、子育て支援の情報が行き渡るように、積極的な訪問・相談、広報の実施ときめ細やかな情報提供が必要となります。
- ◆母子の健康の維持のためには、健康状態の把握と病気の予防、小児医療の充実が重要です。相談等によるすべての家庭の状況の把握と、必要に応じて適切な支援へつなげる体制の整備と、幼児期のむし歯予防や、衛生・栄養面に課題がある児童や乳幼児健診等の未受診者といった個別の課題への対応が求められます。
- ◆本町で実施している子ども医療費の助成はニーズが非常に高く、今後も事業の継続が求められています。病児・病後児保育や各種健診等の各種事業・制度についても、提供体制の整備や周知を行い、適切に利用できるように努めます。
- ◆また、子どもの豊かな人間性を育むために、食育の推進や、学童期・思春期の保健対策や心の悩みを受け止める相談体制の充実に努めます。
- ◆令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置に努めることとされています。
- ◆令和3年3月に第4次食育推進基本計画が策定され、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」が求められています。子どもを取り巻く社会環境や食に関する環境が大きく変化する中で、朝食の欠食や児童生徒の肥満・若年女性の瘦身傾向等も課題となっています。
- ◆令和5年4月の「子ども基本法」施行を受け、国は「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」を策定し、「はじめの100か月(子どもの誕生前から幼児期まで)」が、子どもの生涯にわたる幸せにつながる大事な時期であること、すべての子どもの育ちを社会全体で支えていくことが大切であることを打ち出しています。

#### **【施策の展開】**

##### **(1)情報提供・相談体制の充実**

- 相談窓口については、アンケート調査で利用希望は高いことから、利用しやすい相談体制を整備することで、利用者の増加を図ります。
- 相談の内容が多様化していることから、内容に応じて適宜各種サービスや関係機関につなげるよう努めます。

■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
地域子育て支援拠点事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援基盤の核として、子育て相談等の支援を行う事業です。現在、社会福祉協議会へ事業を委託し、そら・SORAで実施しています。</li> <li>○子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、常設の子育て広場を開設し、子育て家庭等の親とその子どもが気軽に集い、交流する場を提供しています。また、課題を抱えた家族が日常生活の延長線上で支援を得る場を提供します。</li> </ul>	継続	子育て支援課
乳幼児健康診査における育児支援強化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健康診査時に育児相談を行い、必要な資源等の情報提供や関係機関との調整を行うことで、母親の育児に対する不安・負担の軽減を図ります。</li> </ul>	継続	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。</li> <li>○訪問を通して、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けるよう調整します。また、里帰りを実施している方については、里帰り先市町村との情報共有を行い必要な支援が受けられるよう調整を行います。</li> </ul>	継続	保健福祉課
母子健康相談【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母親の妊娠中・子育て・子どもについての悩みや不安を解消する機会として実施する事業です。</li> <li>○子育て世代包括支援センターで、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、情報共有、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるように支援を行います。</li> </ul>	継続	保健福祉課
母子保健推進員活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子に関する健診や教室の連絡等をはじめ、母子の相談に対応し、保健師につなぐ役割の母子保健推進員を確保し、その活動を促進します。</li> </ul>	継続	保健福祉課
子育て応援パンフレット発行事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てに関する相談窓口や事業内容等を紹介した情報誌を毎年作成し、子育て世代へ配布することにより地域の子育て支援関連サービスの周知を図ります。</li> </ul>	継続	子育て支援課

## (2)母子の健康の確保・増進

- 安心してこどもを生み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠・出産に悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう相談体制の整備・拡充に努めます。
- 妊娠・出産・育児等のライフステージに応じたきめ細かい状況の把握と支援を行うことで母子の健康を確保し、安心して妊娠・出産できるように努めます。
- 乳児全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業を充実し、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるように支援します。
- 各種健診受診率について、受診率向上に積極的に取り組むとともに、未受診者などへの対応を図ります。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
新生児訪問	○生後 28 日以内の赤ちゃんを訪問し、育児サポートを行う事業です。現在は、徳洲会病院助産師が訪問を実施しています。また、里帰り先での訪問を希望される場合は里帰り先の自治体に訪問を依頼して実施しています。	継続	保健福祉課
新生児聴覚検査	○新生児等に対して医療機関で聴覚検査を実施します。 ○検査費用を助成し、難聴の早期発見・早期治療につなげます。 ○医療機関と連携し、支援が必要な児に対してのフォローアップ体制の充実に努めます。	継続	保健福祉課
妊産婦健康診査	○妊婦健康診査（受診券 14 回発行）と妊婦歯科検診にて心身の健康状態の把握を行う事業です。 ○産後の初期段階における支援の強化のため、産後 2 週間健診・産後 1 か月検診を実施しています。 ○県外での里帰り出産についても同様に実施しています。 ○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援ができるよう、母子の心身の健康確保に向けた環境づくり、関係機関との調整に取り組みます。	継続	保健福祉課
乳幼児健康診査	○1 か月児健診、3～4 か月健診、6～8 か月健診、9～11 か月健診、1 歳 6 か月健診、2 歳歯科検診、2 歳 6 か月歯科検診、3 歳児健診、5 歳児健診を実施する事業です。 ○こどもの発育・発達を支援し、病気の早期発見、保護者の育児サポートの機会とし、必要な資源、支援の提供に努めます。 ○各種健診の受診率向上に向けて、積極的に取り組むとともに未受診者への対応を検討していきます。	継続	保健福祉課

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	<p>○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。</p> <p>○訪問を通して、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けるよう調整します。また、里帰りを実施している方については、里帰り先市町村との情報共有を行い必要な支援が受けられるよう調整を行います。</p>	継続	保健福祉課
両親学級【再掲】	<p>○安心安全に妊娠期を過ごし、赤ちゃんを健やかに生み育てるための両親の学習の機会として助産師による講話を実施しています。</p> <p>○同じ月齢を持つ母親の友達づくりの場として、育児の楽しさや悩みを共有して、楽しく子育てをしてもらう機会をつくります。</p>	継続	保健福祉課
母子健康相談【再掲】	<p>○母親の妊娠中・子育て・こどもについての悩みや不安を解消する機会として実施する事業です。</p> <p>○子育て世代包括支援センターで、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、情報共有、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるように支援を行います。</p>	継続	保健福祉課
母子保健推進員活動【再掲】	○母子に関する健診や教室の連絡等をはじめ、母子の相談に対応し、保健師につなぐ役割の母子保健推進員を確保し、その活動を促進します。	継続	保健福祉課
産後ケア事業	○産後の身体の回復や育児等に対する不安を軽減し、母子とその家族が健やかな育児ができるようにサポートします。	継続	保健福祉課
子育てサロン・ママサロン	○乳児とその母親を対象に友達づくりや様々な内容を企画し子育てを楽しむ場の提供を、対象者へ個別通知し行っています。	継続	保健福祉課
こども家庭センター運営事業	○保健師等が、すべての妊婦や子育て家庭が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、相談に応じます。また、適宜、個別にサポートプランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、支援します。	継続	子育て支援課

### (3) 子どもの発達段階に応じた食育の推進

- 妊娠中から乳幼児期の栄養相談、離乳食教室等を通じて、食事・栄養に関する知識と実践方法の周知を行い、子どもの成長に応じた望ましい食習慣が確立できるように支援します。
- 食習慣の形成時期である幼児期から学童期において、子どもへの発達段階に応じた食の指導や家庭への食生活の重要性の啓発等を行います。
- 歯科検診、指導を行い、むし歯の予防と口腔の健康な発達を推進します。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
教育・保育施設における食に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JAあまみと協力して「野菜作り体験」を行ったり、「配膳・片付けに関する体験」、「箸の持ち方の指導」、「地域の伝統食の取り入れ」などを実施し、食を通じた健全育成を図ります。</li> <li>○野菜作り体験や配膳・片付けに関する体験を通して、食べ物に関心を持たせ、食の大切さや面白さ、感謝して食べる心を育てるよう努めます。</li> <li>○地域の伝統食を取り入れる事によって、親から子へ、子から孫へと伝承されてきた、食文化の意義や必要性に気づかせる食育活動を行っていきます。</li> </ul>	継続	子育て支援課 学校教育係 農林課
離乳食教室	○離乳食教室を実施し、乳幼児期からの食に関する知識や実践方法の周知を通して、食の重要性の啓発を行います。	継続	保健福祉課
歯科検診	○1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳児に対し、歯科検診、フッ素塗布(個別指導、歯磨き指導含む)を行います。	継続	保健福祉課

### (4) 関係機関と連携した地域医療体制の充実

- 病気の予防に重点を置き、医療機関と連携し各種健康診査(妊婦健康診査、乳幼児期健康診査、歯科健康検査)の受診率向上を図り、病気の予防意識を高めます。
- 助成等の適切な給付と、制度の周知を行います。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
日曜・祝祭日の当番医制度	○日曜・祝祭日の在宅当番医について広報誌やホームページ等で情報を提供します。	継続	保健福祉課
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種事業を実施します。</li> <li>○現在、定期予防接種（10種類）、任意予防接種（3種類）の助成を行っています。</li> <li>○推奨接種期間での接種勧奨等を行っています。</li> </ul>	継続	保健福祉課

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
子ども医療費助成	○18歳に達する日以降最初の3月31日までの医療費の一部負担金の金額を全額助成し、医療機関での窓口負担を免除する給付事業を行っています。	継続	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成	○ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ります。未申請のため助成が受けられなかつたという事案をなくすために、受給者への更なる申請啓発を行っていきます。	継続	子育て支援課
重度心身障がい者(児)医療費助成	○重度心身障がい者(児)の健康増進を図るため、重度心身障がい者(児)の医療に要した費用の自己負担分に対し、経費の一部を助成し、重度心身障がい者(児)の福祉の向上を図ります。	継続	保健福祉課

## (5)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- こどもが薬物の乱用やそれに伴う健康被害等に巻き込まれることを防ぐため、基礎的な知識の普及を目的として、薬物乱用防止教室を実施します。
- スクールカウンセラーを配置し、学校における相談体制を整備します。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
薬物乱用防止教室	○養護教諭や学校薬剤師、警察官による薬物乱用防止教室等を開催します。現在、年に一度町内の各小中学校で薬物乱用防止教室を開催しています。	継続	学校教育係
こどものための相談窓口の周知【再掲】	○「かごしま子供SNS相談・通報窓口」を新たに周知し、LINEやWebから匿名でチャット相談・通報ができる窓口の活用を紹介しています。	継続	学校教育係
情報教育の取り組み	○情報モラル教育に関する講話の実施や、保護者へのネット環境に関するフィルタリング設定の促進、また、PTAと連携した携帯電話の家庭での使用ルール設定に努めます。	継続	学校教育係
小中高連絡会	○小中高の連携を通して、学校間の情報共有に努め町全体で対策を図っていきます。また、警察との連携も図っていきます。	継続	学校教育係

## (6)不妊治療に関する情報提供

- 不妊に悩む人に対し治療に関する情報提供を行うとともに、保険適応による特定不妊治療を受けた際に、必要な旅費に要する一部を助成します。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
不妊治療旅費助成制度	○保険適応による特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療を受ける際に必要な旅費に要する経費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	継続	保健福祉課

## (7)健やかな身体づくりの推進

- こどもが生涯にわたって健康な生活を送るための基礎づくりとして、健康教育や保健指導等を推進するとともに、体を動かす楽しさを実感できる機会を提供します。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
学校保健事業	○疾病の予防及び早期発見、早期治療を図るため、各学校が児童生徒の健康診断及び学校歯科保健活動を実施し、保健管理の充実に取り組みます。	継続	学校教育係
スポーツ少年団活動	○スポーツを通じて青少年の健全な育成を目指すため、各スポーツ少年団活動の支援を実施します。	継続	生涯学習係

## 2 若者の健全育成と自立支援

### 【現状と課題】

- ◆平成 22 年4月に総合的なこども・若者育成支援施策を推進することを目的として、こども・若者育成支援推進法が施行され、以降国では2次にわたり、「こども・若者育成支援推進大綱(こども・若者ビジョン)」を策定し、こども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指した取組を総合的に推進してきました。
- ◆内閣府では、令和4年 11 月にひきこもりの実態調査を実施しており、15 歳～39 歳のひきこもり当事者は全国で約 61 万人、40 歳～64 歳では約 85 万人の計約 146 万人と推計されています。
- ◆国の調査によると、若者世代の結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」とされています。こども・若者調査においても、8割近くは結婚したいと回答しているため、出会いの機会創出支援の推進が求められます。
- ◆こども・若者調査では、居場所に関しては家庭が最も多く、次いで自分の部屋となっています。

### 【施策の展開】

#### (1)若者の交流と活動の充実と結婚を希望する方への機会の提供

- 若い世代が交流できるようなイベントを企画し、結婚への希望を叶える機会を提供します。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための啓発・情報発信	○次世代を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がない、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安の解消となるよう、啓発や情報発信に取り組む。	継続	保健福祉課 企画振興課 子育て支援課
結婚新生活支援事業補助金	○婚姻に伴う経済的な負担を軽減し、町内への定住の促進及び地域における少子化対策の強化を図るため、新居を構える新規に婚姻した世帯に対し、居住費、引越し費用及びリフォーム費用を予算の範囲内において交付する結婚新生活支援を行います。	継続	企画振興課

## (2)社会生活に困難を有する若者の早期発見と支援

○家庭の状況やひきこもりの状態にあるなど何らかの生きづらさを抱える若者とつながることで、早期発見と早期支援を推進します。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
こころの相談窓口	○社会生活に困難を有する若者や家族との支援者が適切な相談を受けることができるよう支援します。また、本人了承のもと、関係機関が連携し、問題解決を図ります。	新規	保健福祉課
DV、デートDV防止の啓発	○交際相手やパートナーからの暴力を防止するため、啓発に取り組みます。	新規	保健福祉課

## 基本目標4 職業生活と家庭生活の両立

### 1 子育てと仕事の両立の促進

#### 【現状と課題】

- ◆国は「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」を掲げ、仕事と生活の調和の実現のために、職場と働き手が積極的に取り組み、自治体もそれを支援することとしています。子育てに関しては、子育て世代の働き方への理解と支援を広め、ゆとりをもってこどもを生み育てながら働くまちづくりが必要となります。
- ◆本町の女性の就業状況についても年々増加傾向にあるため、女性が安心して子育てをしながら働きやすい職場環境の整備が求められます。そのために、事業者への男女共同参画の普及啓発や多様な働き方を目指した意識改革を推進します。

#### 【施策の展開】

##### (1)情報提供・相談体制の充実

- 国や県と協力して、事業所に対して育児休業制度のPRを図り、働き方改革を進め、課題とされる長時間労働を改善して仕事と家庭の両立を推進します。
- 多様な働き方を目指した意識改革に関する理解の促進のため、関係各課や国、県との連携、情報収集・発信等に努めます。
- 「知名町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画を推進します。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>○労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報、啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。</li><li>○各事業担当課、広報担当課と連携し、積極的な情報収集・発信を目指していきます。</li></ul>	継続	企画振興課
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○第2次知名町男女共同参画基本計画に基づき、性別にかかわりなく、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる環境づくりを進めます。</li><li>○具体的な取り組みとして、住民意識の啓発、向上を図るための講座の開催、男女共同参画意識を育むための情報提供、男女共同参画推進委員の設置、町ホームページを利用しての意識啓発、男女共同参画研修機会を増やす等の取り組みを行います。</li><li>○特に、若い世代の意識啓発に重点を置き、男女共同参画社会の実現を目指します。</li></ul>	継続	企画振興課

## (2)仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 町全体でこどもと子育てを支えるという考え方のもと、仕事と家庭の両立のための支援となる事業を実施します。
- 地域住民によるこどもの見守りやかごしま子育て支援パスポートの協賛店の拡充等を推進し、地域全体でこどもを育む意識を醸成します。
- 地域の子育て支援関連サービスの周知に努めるとともに、効率的な情報発信体制の整備について検討します。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
一時預かり事業【再掲】	<p>○保護者の仕事の都合や通院、自身の活動やリフレッシュ等の際に、保育園などで一時的にこどもを保育する事業です。</p> <p>○今後も、町内の教育・保育施設3園と地域子育て支援拠点事業所のすべてで継続して事業を実施できるように努めます。</p>	継続	子育て支援課
かごしま子育て支援パスポート事業	○鹿児島県の事業である「かごしま子育て支援パスポート事業」について、協賛店の拡充と、保護者の申請に対するパスポートの発行、町内の協賛店での優待サービス内容の周知を行っています。	継続	子育て支援課
知名町情報サービス	<p>○各種情報等について、ホームページ、防災無線、町公式ラインなどを活用し担当課から直接情報発信を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健診、予防接種、子育て支援サービス情報</li> <li>・子育て支援パスポート協賛店情報</li> <li>・子育て支援設備の設置施設情報</li> <li>・休日当番医</li> <li>・防災情報等</li> </ul>	継続	総務課 各担当課

## 2 子育てしやすい就労環境づくりの推進

### 【現状と課題】

- ◆結婚・出産後もこどもを育てながら働くことを希望する女性が増加する中で、仕事と家庭の両立支援や多様な働き方を推進する「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」が求められています。
- ◆近年、男性の育休取得促進に向けた法改正や事業主への支援等の取組により、全国的に男性の育児休業取得率は上昇しており、育児に積極的に参加する男性が増えています。

### 【施策の展開】

#### (1)ワーク・ライフ・バランスの推進

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動に努めます。

##### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
啓発活動	○「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識に縛られず、男女が対等な立場で個性や能力を十分に發揮できるよう、男女共同参画意識の向上を目的とした広報啓発を行います。	継続	企画振興課

#### (2)男性の育児参加の促進

- 家庭の状況やひきこもりの状態にあるなど何らかの生きづらさを抱える若者とつながることで、早期発見と早期支援を推進します。

##### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
両親学級	○両親が安心して出産・育児に臨むことができるよう、出産準備、お産の経過、赤ちゃんとの暮らし等がイメージでき、育児に関する相談や各種子育て情報を提供します。	継続	保健福祉課

## **基本目標5 こども・若者の権利を尊重する社会の実現**

### 1 きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

#### **【現状と課題】**

- ◆すべての子どもの人権の尊重と最善の利益のためには、虐待や特別な支援が必要な児童、ひとり親家庭など、子どもと家庭の様々な背景を把握し、包括的に支援できる体制の整備が重要です。また、費用面の不安・負担を軽減するために、経済面の支援が求められます。
- ◆児童虐待の発生予防、早期発見のためには家庭状況の把握や母親の負担軽減が重要となります。訪問・相談の充実による家庭状況の把握と子育て支援情報の提供や関係機関間での連携等、支援に繋がりやすい仕組みの強化に努めます。
- ◆障がいのある児童や、特別な支援が必要な児童の増加に対し、支援体制の強化が必要となります。関係機関で共通理解を深め、多様なニーズに対応できる量・質の整備を図り、親子が町で安心して生活できるような基盤の構築を目指します。
- ◆ひとり親家庭は、様々な課題を抱える傾向にあることから、それらに適切に対応するために、多様な事業・支援による総合的な支援体制の整備を図ります。
- ◆令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は国連による「児童の権利に関する条約」の4原則(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を反映した内容となっています。
- ◆子どもの貧困は、学習面や生活面、心身の健康など様々な面において、子どものその後の人生に大きな影響を及ぼすことが知られています。現在、日本において世帯収入が全国の世帯所得の中央値の半分を下回る「相対的貧困」の状態にある子どもは9人に1人とされており、そのような世帯で生まれた子どもたちは普段の生活だけでなく、あらゆる選択において不利な状況に置かれてしまう傾向があります。

#### **【施策の展開】**

##### **(1) 障がいのある子どもとその家族に対する生活支援の充実**

- 障がいのある子どもたち一人一人のニーズにあった療育施設等への入所や、交流活動ができる体制と施設の整備に努めます。
- 就学や進級についての相談を行い、関係機関と連携して、個々の子どもに対して適切な対応ができるよう努めます。
- 特別な支援が必要な児童に対する支援の受け皿の量的整備、支援策の充実に努めます。
- 関係機関等と協力し医療的ケア児の把握に努め、医療、保健、福祉、教育等の各分野が連携できる協議の場の設置に努めます。

■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
特別支援教育体制推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中学校における発達障がい等のある児童生徒の教育に係る関係機関との連携強化を図ります。</li> <li>○発達支援センター「ぽてと」や「徳洲会病院」との連携を強化し、発達障がいに対する啓発活動や教職員の研修などを行っていきます。</li> <li>○研修に関しては、星槎大学の行う研修会等に、職員が参加できるよう体制づくりに努めます。</li> </ul>	継続	学校教育課
特別児童扶養手当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している保護者に対し、手当を支給します。</li> <li>○関係機関等と連携して、対象者への周知と支給を進めます。</li> </ul>	継続	子育て支援課
心身障害児ホームヘルプサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体介護・家事援助・移動介護の支援を行います。</li> <li>○サービス情報の発信や、利用相談の場の周知に努めます。</li> </ul>	継続	保健福祉課
身体障害児通園事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。関係機関等と連携を図りながら、重層的な支援を提供していきます。</li> </ul>	継続	保健福祉課
心身障害児短期入所事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の疾病その他の理由によって介護ができない場合に、一時的に介護します。</li> <li>○サービス情報の発信や、利用相談の場の周知に努めます。</li> </ul>	継続	保健福祉課
補装具費支給事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、車いす等の補装具の購入費、修理費の一部を支給します。</li> </ul>	継続	保健福祉課
重度障害児日常生活用具給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅重度障がい児に対し、浴槽等の日常生活用具を給付・貸与します。</li> </ul>	継続	保健福祉課

## (2)ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭の課題に対して速やかに支援につなげられるように、各関係機関とそれぞれの支援内容についての情報共有を行い、ひとり親家庭への支援拡充に努めます。
- ひとり親家庭は様々な課題を抱える傾向があるため、子育て、生活・就業支援といった総合的な支援の体制の整備を図ります。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
保育施設への優先入所等	○母子・父子世帯等の家庭環境を考慮し、優先的に入所させます。	継続	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	○児童扶養手当は、離婚などによりひとり親家庭となった、こどもを養育している家庭に対して支給される手当です。関係各課と連携し、制度の周知を図り、経済的負担の軽減に努めます。	継続	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成【再掲】	○ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ります。未申請のため助成が受けられなかったという事案をなくすために、受給者への更なる申請啓発を行っていきます。	継続	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	○母子・父子家庭等の経済的自立と生活意欲を助長するための資金の貸付を行います。新たな支援制度の周知等、県と連携して対応していきます。	継続	子育て支援課
県事業の窓口としての取り組み	○ひとり親の相談、情報提供の窓口として、県の実施するひとり親に対する就労支援である「ひとり親家庭自立支援給付金事業」等の県事業について、県へつなぐ役割を果たし、ひとり親家庭の支援に努めます。	継続	子育て支援課

## (3)子育てに伴う経済的負担の軽減

- 現行の負担軽減策に加え、新たな支援制度についても周知を図り、保護者の経済的支援を行います。
- 現状に即した支援となるよう、支援内容の検討と適切な実施に努めます。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
児童手当	○家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、高校3年生までの児童を養育している保護者に児童手当を支給します。	継続	子育て支援課
子育て支援金事業	○次世代を担う子どもの誕生を祝うとともに、小・中・高等学校入学時の家庭の経済的負担軽減のために、「出生支援金」、「入学準備支援金」を支給します。	継続	子育て支援課

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
児童扶養手当支給事業【再掲】	○児童扶養手当は、離婚などによりひとり親家庭となった、こどもを養育している家庭に対して支給される手当です。関係各課と連携し、制度の周知を図り、経済的負担の軽減に努めます。	継続	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金の貸付【再掲】	○母子・父子家庭等の経済的自立と生活意欲を助長するための資金の貸付を行います。新たな支援制度の周知等、県と連携して対応していきます。	継続	子育て支援課
子ども医療費助成【再掲】	○18歳に達する日以降最初の3月31日までの医療費の一部負担金の金額を全額助成し、医療機関での窓口負担を免除する給付事業を行っています。	継続	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成【再掲】	○ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ります。未申請のため助成が受けられなかったという事案をなくすために、受給者への更なる申請啓発を行っていきます。	継続	子育て支援課
妊婦のための支援給付	○すべての妊婦が安心して出産・子育てができる環境整備のため、相談支援と経済的支援を一体的に実施します。経済的支援は、妊娠届出時の面談後に1回目の給付（5万円）、乳児家庭訪問後に2回目の給付（5万円）を行います。	継続	子育て支援課
就学奨励費	○児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対して学用品費などを援助します。	継続	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	○児童生徒が特別支援学級で学ぶ際の教育関係経費について学用品費などを援助します。	継続	学校教育課
奨学資金制度	○高校・大学等に進学する子への貸与として、高等学校、高等専門学校（1年～3年）は月額2万円、高等専門学校（4年～5年）、大学等、大学院への進学では月額4万円の貸与を行います。	継続	学校教育課
生活保護申請窓口	○生活困窮の状態にあるこどもや家庭に対して、生活保護により最低限度の生活を保障するため、相談・申請を窓口で受け付けます。	継続	保健福祉課
生活困窮者自立相談窓口	○生活困窮等で、生活することに問題を抱えている人に対し、相談を受け、その後関係機関と連携し、問題解決に向けて支援を行います。	継続	保健福祉課

#### (4) 外国につながる児童への配慮

○外国人の親を持つ幼児や帰国子女など、外国につながる幼児が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と調整し、教育・保育の提供体制を確保できるように努めます。

## 2 こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり

### 【現状と課題】

- ◆令和6年のこども・若者育成支援推進法改正により、日常的に家族の世話や介護を過度に担う「ヤングケアラー」への支援強化が盛り込まれ、国や地方自治体が18歳以上も含めたヤングケアラー支援に努めることを明確化しています。同年の子ども・子育て支援法改正においてもヤングケアラー支援強化が明記されました。
- ◆小学5年生、中学2年生向けアンケート調査の結果では、家族の世話をすることがある割合は高くなっていますが、世話などにより困ることがある割合は低くなっています。一方で、世話をすることが「よくある」、そして世話などにより困ることが「よくある」の回答も一定数みられる状況となっています。
- ◆ヤングケアラーは、本人が自分をヤングケアラーであると認識していないケースも多いことや、家庭内の問題は外からは見えづらいことなどから、早期発見や支援につながりにくい状況にあります。ヤングケアラーに対する支援体制の強化を行うとともに、問題や悩みを抱えて自分では解決しきれないこどもたちが、SOSを発信しやすい環境づくりが必要です。

### 【施策の展開】

#### (1)児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待の防止に向け、虐待の発生予防から、早期発見、早期対応、さらには虐待を受けた子の保護や支援に至るまでの切れ目ない総合的な支援体制の整備、充実に努めます。
- 新生児訪問や健診の際に育児相談を行い、母親の負担や不安の軽減と家庭状況の把握を行います。
- 県内他自治体との連携体制を強化し、県内の状況の把握と相互協力を行います。
- 町内の児童虐待防止・早期発見のための連携体制を強化します。
- 児童虐待発生時は、関係機関と連携し迅速・的確に対応します。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>○児童虐待の早期発見や早期対応等について、知名・和泊管内をはじめとする県内状況等の情報交換及び相互協力をを行うための会議を開催します。</li><li>○児童虐待防止のためのネットワークの充実強化を図ります。</li><li>○子育て支援課に協議会の担当者を配置し、子育て支援課を中心として関係機関等と連携しながら、重層的な支援の充実強化を図ります。</li></ul>	継続	子育て支援課

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
新生児訪問【再掲】	○生後28日以内の赤ちゃんを訪問し、育児サポートを行う事業です。現在は、徳洲会病院助産師が訪問を実施しています。また、里帰り先での訪問を希望される場合は里帰り先の自治体に訪問を依頼して実施しています。	継続	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。 ○訪問を通して、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けるよう調整します。また、里帰りを実施している方については、里帰り先市町村との情報共有を行い必要な支援が受けられるよう調整を行います。	継続	保健福祉課
乳幼児健康診査における育児支援強化事業【再掲】	○乳幼児健康診査時に育児相談を行い、必要な資源等の情報提供や関係機関との調整を行うことで、母親の育児に対する不安・負担の軽減を図ります。	継続	保健福祉課
子育て短期支援事業	○保護者の疾病や仕事（夜間含む）、子どもの養育が一時的に困難になった場合または育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担軽減が必要な場合に、児童養護施設や里親等で一定期間子どもを預かる事業。	継続	子育て支援課

## (2)こども・若者の権利の擁護

○こども・若者一人ひとりの権利を守り育むため、こどもの権利条約やこども基本法の理念等について広く市民に周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、こども・若者の権利擁護の推進を図ります。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
子どもの権利等啓発活動	○児童福祉週間、子どもまんなか月間、児童虐待防止推進月間などの機会に、子どもの権利等に関し、パンフレットやポスターなどを活用した啓発活動を行います。	継続	子育て支援課・学校教育係
人権教育推進	○地域や家庭、教育・保育の場において、人権意識を高めるため、自治会や家庭、教育・保育関係者に向けた人権教育、広報・啓発に努めます。	継続	学校教育係 生涯学習係
人権相談	○人権擁護委員と連携し、子どもの人権問題を含めた市民が抱える人権に関する悩みや心配事を解決するため、人権相談所を開設し、助言・援助等を行います。	継続	市民課
男女共同参画の若年層に向けた啓発	○できるだけ早い段階から男女共同参画の考え方を身につけられるよう、児童生徒や保護者に対し男女共同参画に関する啓発資料の配布などを実施します。	継続	企画振興課

### (3)こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保

○こども・若者の意見表明や社会参画の機会を確保することは、当事者のニーズを的確に捉えることによる施策の実効性や自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。こども・若者とともに社会をつくるという認識のもと、安心して意見を述べることができる場や社会づくりに参画できる機会を確保していきます。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
こども・若者の意見表明の機会づくり	○当事者であるこども・若者自身が、広く意見を表明することができるよう、様々な媒体や方法を活用して実施します。	新規	子育て支援課 学校教育係 各事業担当課
こども・若者の社会参画の推進	○こども・若者が関わる施策について、こども・若者が、会議の委員等になり、意思決定のプロセスに参画できるよう検討を進めます。	新規	子育て支援課 学校教育係

### (4)こども・若者のいのち支える取組の推進

○こどもが命や暮らしの危機に直面したとき、身近にいる信頼できる大人に援助を求めるための具体的かつ実践的な方法の学習、同時に教職員等の受け止め方に関する研修を行うことで、こどもたちの命を守ります。また、性的マイノリティの方の生きづらさの軽減に向けて性の多様性に関する正しい理解を促進します。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
SOSの出し方・受け止め方に関する教育及び研修等の実施	○教育委員会や各学校と連携し、児童・生徒向けのSOSの出し方に関する教育を実施します。また、教職員・保護者に対するSOSの受け止め方に関する研修等を実施します。	継続	保健福祉課・学校教育課
性的少数者の理解啓発、支援の推進	○性の多様性についての理解啓発を通じ、性的指向や性自認に関するマイノリティの権利を擁護します。	継続	学校教育課

## (5) ヤングケアラーに対する取組

- ヤングケアラーに関する実態の把握に努めるとともに、関係機関等との連携により、ヤングケアラーとその家族に寄り添った支援を推進します。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
ヤングケアラーの早期発見・把握	○ヤングケアラーに関する理解を深めるための啓発を行うと共に、関係機関との連携を強化し、早期発見・把握に努めます。	継続	子育て支援課・学校教育係
相談支援体制の整備	○本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行うことで、学業や交友関係に支障をきたしてしまう恐れのある子ども・若者に対して、気軽に相談でき、寄り添い必要な支援に繋ぐことができる支援体制の整備に努めます。	継続	子育て支援課

## 基本目標6 こども・若者と子育てにやさしい地域環境の整備

### 1 こどもの成長や子育てに適した環境整備

#### 【現状と課題】

- ◆現在、本町では、15～29歳の若い層の人口割合が少なく、人口推計からは人口及び年少人口割合が今後減少すると予測されていることから、若い世代やこどもの人口を増加させる取り組みが必要となります。その一環として、安全な道路やこどもたちの遊び場の整備、子育て世代に適した住宅の整備等、安心して生み育てることができるまちづくりが求められています。
- ◆また、交通マナーの普及啓発や犯罪被害から守る活動の推進等、様々な危険からこどもを守り、地域全体でこどもを育む環境づくりを推進します。
- ◆こどもの安全・安心が脅かされている事故や事件が増加しており、こどもの安全・安心が守られる環境づくりが求められています。
- ◆小学5年生から中学3年生へ「どんな知名町になってほしいと思うか」伺ったところ、「安全で安心して暮らせるまち(交通事故や犯罪が少ない)」が74%となっています。
- ◆町内の各小学校にスクールガードを配置しています。今後もこどもの事故を防ぐために、警察等の関係機関との連携により、安全な環境づくりに取り組む必要があります。

#### 【施策の展開】

##### (1) 安心して子育てできる住環境の整備

- 子育て世帯に配慮した住宅設計を進めています。
- 今後は交通安全プログラム対策箇所を中心に歩道設置を行い、歩道面の高さや勾配、誘導ブロック設置など、車椅子利用者や視覚障がい者にも配慮した道路整備を行っていきます。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
住宅団地の整備	○住宅団地の整備時に、子育て支援課と連携して、結婚・出産を希望する世帯や子育て家庭に配慮した住宅設計、団地整備を進めています。	継続	建設課
道路の整備	○道路整備を実施する際に、障がいのある方や妊産婦、こどもにも配慮した道路整備を行います。	継続	建設課

## (2)道路交通環境の整備、交通マナーの普及啓発

- 島内各小中学校での交通安全教室の定期的な開催や街頭キャンペーン等を行い、交通安全意識の向上、交通マナーの普及啓発に努めています。
- こどもたちの安全・安心を地域全体で見守ります。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
交通安全教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全運転管理協議会、交通安全協会、沖永良部警察署と共同で、認定こども園や保育園、小・中学校において、横断歩道の正しい渡り方、自転車点検、自転車の安全な乗り方等の交通安全の知識を習得するための交通安全教室を開催します。</li> <li>○街頭キャンペーン等を行い、交通安全意識の向上、交通マナーの普及啓発に努めます。</li> </ul>	継続	総務課
チャイルドシートの貸し出し	○交通安全協会においてチャイルドシートの貸し出しを行います。	継続	総務課

## (3)こども・子育て支援機能強化に係る施設整備の推進

- こどもや子育て家庭も含め、誰もが安心して、快適に生活できるように公共施設等の施設整備を推進します。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが安心して、生活できる環境づくりを進めるため、バリアフリー化等を含めたユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公共施設等における授乳やおむつ交換ができる環境、子育て相談室、子育て親子の交流の場等の施設整備を推進します。</li> </ul>	継続	各施設担当課

## 2 こどもの安全安心のための環境整備

### 【現状と課題】

- ◆児童虐待については、平成 12 年の児童虐待防止法及び児童福祉法の累次の改正などにより充実が図られてきました。しかし、全国の児童相談所に寄せられている児童虐待に関する相談件数は、令和3年度は 20 万件を超えるなど増加が続いており、中でも児童虐待に関する通告件数が増加しています。
- ◆国においては平成 30 年 12 月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき児童相談所及び市町村の体制強化を進めています。令和2年4月には、体罰禁止の法定化、児童相談所の強化、DV対策との連携強化などを内容とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉等の一部を改正する法律」が施行されています。
- ◆いじめ・体罰・児童虐待・性被害等こどもが被害者となる人権侵害の件数が全国的に増加しています。また近年、保護者の信仰に起因したこどもの悩みの解決に向けた取組や性的マイノリティに関する差別や偏見等、こども・若者を取り巻く新たな人権課題について周知を進める必要があります。
- ◆交通事故や犯罪に巻き込まれる危険性を減らし、こどものかけがえのない命を社会全体で守るために、こどもが日常的に移動する経路等の道路交通安全環境を整備するとともに、こどもたちが安心して外出できるよう、防犯体制の整備など、地域ぐるみでこどもを見守るための対策が必要です。
- ◆スクールガードリーダーや防犯ボランティア等との連携をはじめ、地域・学校・家庭が一体となって、児童生徒の登下校時の安全確保に努めます

### 【施策の展開】

#### (1)こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 地域パトロールや子ども110番の家の設置支援を行い、こどもたちの安全・安心を地域全体で見守る意識を育みます。
- 犯罪やいじめからこどもを守るために、こどものための相談窓口を周知します。

#### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
防犯活動	○交通安全母の会、地域安全モニター、少年補導員、防犯ボランティア、警察署員とのパトロールや、学校正門前での声掛け、部活動帰りの生徒に対する見守り活動を行っています。	継続	総務課

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
子ども 110 番の家	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども 110 番の家」の活動を支援します。</li> <li>○現在、町内 35 軒の商店及び事業所が、「子ども 110 番の家」として見守りを行っています。今後も各集落に 1 軒以上の「子ども 110 番の家」を設置するよう支援に努めます。</li> </ul>	継続	総務課
こどものための相談窓口の周知【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「かごしま子供 S N S 相談・通報窓口」を新たに周知し、LINE や Web から匿名でチャット相談・通報ができる窓口の活用を紹介しています。</li> </ul>	継続	学校教育係

## (2)被害に遭った子どもの保護の推進

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対して、精神的な影響を軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関と連携して速やかできめ細やかな支援を行います。
- 子どもが何らかの被害に遭った際に、自ら助けを求められるように、こどものための相談窓口を周知します。

### ■□■主な取り組み・事業■□■

取り組み・事業名	内容	方向性	担当課
こどものための相談窓口の周知【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「かごしま子供 S N S 相談・通報窓口」を新たに周知し、LINE や Web から匿名でチャット相談・通報ができる窓口の活用を紹介しています。</li> </ul>	継続	学校教育係
要保護児童対策地域協議会【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待の早期発見や早期対応等について、知名・和泊管内をはじめとする県内状況等の情報交換及び相互協力をを行うための会議を開催します。</li> <li>○児童虐待防止のためのネットワークの充実強化を図ります。</li> <li>○子育て支援課に協議会の担当者を配置し、子育て支援課を中心として関係機関等と連携しながら、重層的な支援の充実強化を図ります。</li> </ul>	継続	子育て支援課
学校における相談体制の整備【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各小中学校に県が委嘱したスクールカウンセラーを配置しています。</li> <li>○臨床心理士等の資格を有する方の配置を継続するように努めます。</li> </ul>	継続	学校教育係
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ・不登校の未然の防止、早期発見、早期解消及び教育的支援のためスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談を行います。</li> </ul>	新規	学校教育係

## 第5章 事業計画(子ども・子育て支援事業計画)

### 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の提供区域

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町においては、町内全域を1つの区域として設定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

### 2 教育・保育の量の見込みと提供体制

#### (1) 保育の必要性の認定と認定区分

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があると定めています。

また、市町村は、保護者の申請に対し、①保育を必要とする事由、②保育の必要量、③優先利用への該当の有無を考慮した上で、保育の必要性を認定し、給付を支給することとなっています。

認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なっています。

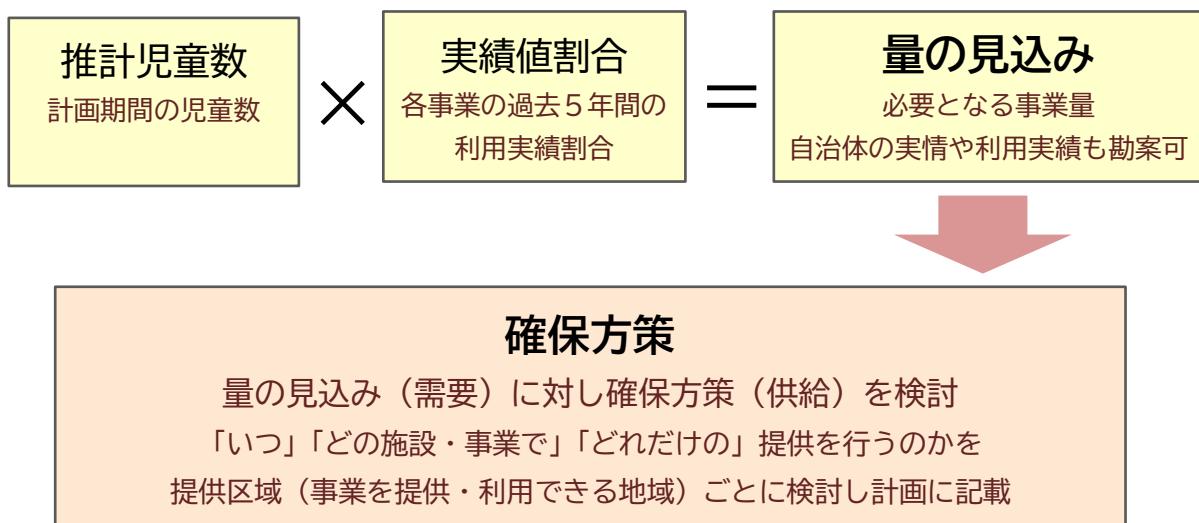
#### ■認定区分と提供体制

認定区分		提供施設
1号認定	3－5歳 幼児期の学校教育のみ	認定こども園
2号認定	3－5歳 保育の必要性あり	保育所・園、認定こども園
3号認定	0－2歳 保育の必要性あり	保育所・園、認定こども園、地域型保育事業

## (2)量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」を推計し、提供区域の確保内容、実施時期を設定することとされています。

本町では、国の手引に基づき、今後5年間の児童数の推計を行い、これまでの実績値割合を用いて今後の量の見込みを算出しました。また、「確保方策」については、各サービスの提供状況や町の状況等を踏まえ設定しました。



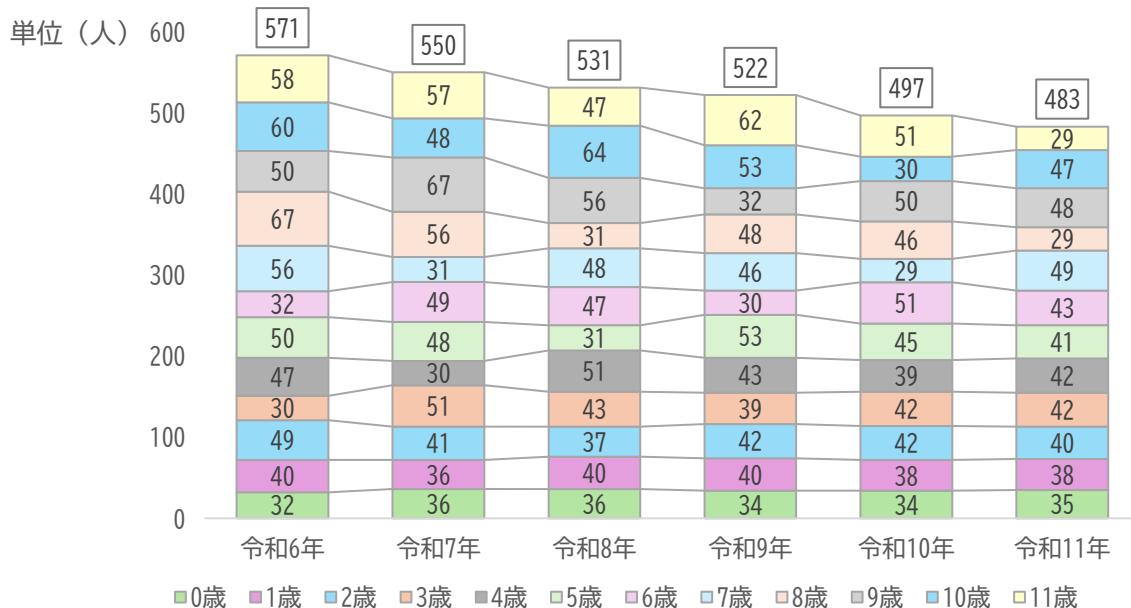
### 【全国共通でニーズ調査を元に「量の見込み」を算出する項目】

	対象事業
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>
2	保育認定①（幼稚園） <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭> 保育認定②（認定こども園及び保育所・園）
3	保育認定③（認定こども園及び保育所・園+地域型保育）
4	時間外保育事業（延長保育事業）
5	放課後児童健全育成事業
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業（幼稚園型・幼稚園型以外）
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
11	利用者支援事業

### (3)児童数推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの計画期間中の推計児童数を、2018年(平成30年)から2023年(令和5年)までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コホート変化率法を用いて算出しました。

【推計児童数】



単位 (人)	実績		推計			
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	32	36	36	34	34	35
1歳	40	36	40	40	38	38
2歳	49	41	37	42	42	40
3歳	30	51	43	39	42	42
4歳	47	30	51	43	39	42
5歳	50	48	31	53	45	41
6歳	32	49	47	30	51	43
7歳	56	31	48	46	29	49
8歳	67	56	31	48	46	29
9歳	50	67	56	32	50	48
10歳	60	48	64	53	30	47
11歳	58	57	47	62	51	29
合計	571	550	531	522	497	483

※推計値は各年4月1日時点。

#### (4)教育・保育の量の見込み

国の手引に基づき、推計児童数及び『「子ども子育て支援事業計画」策定に係るアンケート調査』、第2期計画期間中の事業実績等を元に、教育・保育の量の見込みと確保方策を定めました。

##### ①1号認定(1号認定者+2号認定(教育ニーズ))

###### 【提供体制、確保方策の考え方】

1号認定は、認定こども園にて対応します。1号認定の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	6	5	6	5	5
②確保方策(人) (利用定員数)	30	30	30	30	30
認定こども園(人)	30	30	30	30	30
②-①(過不足)	24	25	24	25	25

##### ②2号認定(教育ニーズ以外)

###### 【提供体制、確保方策の考え方】

2号認定は、保育園及び認定こども園にて対応します。

不足が生じておりますが、1号認定との利用調整により受け入れ可能です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	119	116	125	117	116
②確保方策(人) (利用定員数)	121	121	121	121	121
認定こども園(人)	91	91	91	91	91
認可保育園(人)	30	30	30	30	30
②-①(過不足)	2	5	▲4	4	5

### ③3号認定(0歳児)

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

3号認定(0歳児)は、保育園及び認定こども園にて対応します。

3号認定(0歳児)の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	9	9	8	8	9
②確保方策(人) (利用定員数)	22	22	22	22	22
認定こども園(人)	16	16	16	16	16
認可保育園(人)	6	6	6	6	6
②-① (過不足)	13	13	14	14	13

### ③3号認定(1歳児)

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

3号認定(1歳児)は、保育園及び認定こども園にて対応します。

3号認定(1歳児)の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	29	32	32	31	31
②確保方策(人) (利用定員数)	42	42	42	42	42
認定こども園(人)	30	30	30	30	30
認可保育園(人)	12	12	12	12	12
②-① (過不足)	13	10	10	11	11

### ③3号認定(2歳児)

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

3号認定(2歳児)は、保育園及び認定こども園にて対応します。

3号認定(2歳児)の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	35	32	36	36	34
②確保方策(人) (利用定員数)	42	42	42	42	42
認定こども園(人)	30	30	30	30	30
認可保育園(人)	12	12	12	12	12
②-① (過不足)	7	10	6	6	8

## (5)保育利用率の目標設定について

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。

本町においては、以下の通り設定します。

### 【保育利用率目標値の設定】

令和7年度 73人（0～2歳量利用希望）/111人（0～2歳推計児童数）= 65.7%

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①保育利用率目標値	65.7%	66.9%	67.2%	67.5%	66.0%
②保育利用率	82.8%	84.4%	81.4%	82.8%	82.1%
確保方策(利用定員数)	92	92	92	92	92
0～2歳推計児童数	111	109	113	111	112

### （参考） 保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める保育園、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

保育利用率目標値は、満3歳未満児の保護者のうち保育の利用を希望する者の割合を表す。保育利用率は満3歳未満児の総数に対する利用定員の割合を表し、保育利用率が保育利用率目標値を上回っている場合は、保育利用を希望するすべての満3歳未満児が保育を利用できる状態であると考えられる。

### 【式】

保育利用率 = 3号子どもに係る保育の利用定員数/満3歳未満の子どもの数全体

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

#### (1)利用者支援事業(こども家庭センター型)

##### 【内容と現状】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 【提供体制、確保方策の考え方】

令和6年度からこども家庭センターを開設し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うとともに、今後も関係する期間と連携を図りながら計測していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

#### (2)時間外保育事業(延長保育事業)

##### 【内容と現状】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

現在、町内の認定こども園2箇所、保育園1箇所で実施しています。

##### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、事業を継続して実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	41	41	43	41	41
確保方策（人）	41	41	43	41	41
施設数（箇所）	3	3	3	3	3

※量の見込みは、2号+3号の利用見込みに過去の利用最大値を乗じて算出した。

### (3)放課後児童健全育成事業

#### 【内容と現状】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在、放課後児童クラブを2箇所、放課後子供教室を1箇所実施しています。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、小学生の放課後の過ごし方として放課後児童健全育成事業の利用率が高くなることが予測されることから、安定した提供体制を維持していきます。放課後児童クラブ、放課後子供教室を新設する際には、多様な居場所づくりの推進として、全ての子どもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進しながら各地域のニーズやバランス等を考慮し新設する地域を検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	72	69	59	64	63
1年生	26	25	16	27	23
2年生	13	20	19	12	21
3年生	17	9	14	13	8
4年生	12	10	5	9	8
5年生	3	4	4	2	3
6年生	1	1	1	1	0
確保方策（人）	72	69	59	64	63

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策 (施設数)	放課後児童クラブ	2	2	2	2	2
	放課後子供教室	2	2	2	2	2

## (4)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

### 【内容と現状】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等(里親含む)に入所させ、必要な保護を行う事業です。

令和5年度からの事業開始以降、利用実績はありません。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

利用実績がないため、量の見込みも0となっていますが、本事業は地域の子育て支援の観点から重要な位置を占める事業であるため、確保方策としては現状の対応箇所を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保方策（人日）	0	0	0	0	0
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

※量の見込みは、過年度実績を元に算出した。

## (5)乳児家庭全戸訪問事業

### 【内容と現状】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現在、すべての対象者に対し、事業を実施しています。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とし、事業を実施します。

育児の不安解消や乳幼児健診等の周知・勧奨、虐待につながる可能性の家庭での養育状況の確認も行います。

提供体制は保健センターにて実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	36	36	34	34	35
確保方策	対象者数(人)	36	36	34	34
	提供体制	保健センター 職員等	保健センター 職員等	保健センター 職員等	保健センター 職員等

※量の見込みは、0歳児童数推計を元に算出した。

## (6)養育支援訪問事業

### 【内容と現状】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、各種健診(妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査)乳児全戸訪問の結果などから、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努め、養育訪問が必要な家庭に対し、養育が適切に行われるよう相談、支援、助言その他必要な支援を行います。

提供体制は保健センターにて実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		2	2	2	2	2
確保方策	対象者数(人)	2	2	2	2	2
	提供体制	保健センター 職員等	保健センター 職員等	保健センター 職員等	保健センター 職員等	保健センター 職員等

※量の見込みは、第2期計画実績値最大利用率を元に算出した。

## (7)地域子育て支援拠点事業

### 【内容と現状】

公共施設や保育施設、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。

現在、1箇所で実施し、子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換、子育て相談など気軽に利用ができる地域の子育ての支援拠点として、機能しています。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、事業を継続して実施します。

また、認定こども園・保育園における地域活動の利用状況、利便性などを踏まえ、事業内容について検討しさらなる利用者の増加を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	1,499	1,499	1,490	1,452	1,457
確保方策（人回）	1,499	1,499	1,490	1,452	1,457
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

※量の見込みは、未就園児の人数に過去最大利用率を乗じて算出した。

## (8)一時預かり事業

### ①一時預かり事業(在園児対応型)

#### 【内容と現状】

1号認定の幼児及び2号認定のうち幼児期の教育ニーズが強い幼児(幼稚園及び認定こども園の幼稚園型を利用する幼児)について、幼児教育の通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等で保育を実施する事業です。

現在、認定こども園2園で実施しています。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、事業を継続して実施します。また、預かりニーズに適切に対応した提供体制となるよう、地域の実情に応じて預かり保育の充実を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	26	25	27	25	25
確保方策（人日）	26	25	27	25	25
施設数（箇所）	2	2	2	2	2

※在園児対応型利用率を20%設定して算出した。

### ②一時預かり事業(在園児対応型を除く)

#### 【内容と現状】

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に保育園等で預かる事業です。

現在、認定こども園2箇所、保育園1箇所及び地域子育て支援拠点事業所で実施しています。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

事業を継続して実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	590	590	586	572	573
確保方策（人日）	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
施設数（箇所）	4	4	4	4	4

※量の見込みは、第2期計画実績を元に算出した。確保方策は、「1日あたり1人×4施設×260日（平日施設開所日）」として算出した。

## (9)病児・病後児保育事業

### 【内容と現状】

病児について、病院・保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

保護者の要望等の調査と事業の周知を行い、利用しやすい事業となるように努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	12	12	12	12	12
確保方策（人日）	520	520	520	520	520
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

※量の見込みは、第2期計画実績を元に算出した。確保方策は、「1日あたり2人×1施設×260日（平日施設開所日）」として算出した。

## (10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

### 【内容と現状】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、本町では事業を実施していません。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後はニーズの把握を行いつつ、事業の実施を検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保方策（人日）	0	0	0	0	0
施設数（箇所）	0	0	0	0	0

## (11)妊産婦健康診査

### 【内容と現状】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査(受診券14回発行)と心身の健康状態の把握を行い、また、産後初期における支援強化のために、産婦健康診査(産後1ヶ月健診 受診券発行)を実施し、母子の健康維持に努めています。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も継続して事業を実施します。

安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠・出産・新生児・乳幼児期を通して、母子の心身の健康確保に向けた環境づくり、関係機関との調整に取り組みます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	700	686	672	658	658
確保方策（人回）	700	686	672	658	658

※量の見込みは、「推計妊婦数（＝0歳児の推計児童数）×14回」として算出した。

## (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【内容と現状】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、本町では事業を実施していません。

### 【今後の方向性】

国の動向に応じ助成の実施を検討します。

## (13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 【内容】

①新規参入施設等への巡回支援による多様な事業者に対する参入の支援と、②特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対する職員の加配に必要な費用の一部補助により、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

### 【今後の方向性】

知名町では、現時点において事業の実施は予定していません。今後、国の動向に応じ実施を検討します。

## (14)こども誰でも通園制度(仮称)【新】

### 【内容と現状】

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

国の基準に基づいて算出しました。

#### (1)必要受入時間数

0歳6か月から満3歳未満の未就園児数 ×月 10 時間

#### (2)必要定員数

必要受入時間数÷定員一人1月当たりの受入可能時間数月 176 時間

ほとんどの児童が早い段階で保育施設を利用しているため、量の見込みは0となっていますが、本町では令和8年度からの実施に向け整備を進めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保方策（人日）	0	3	3	3	3

## (15)産後ケア事業【新】

### 【内容と現状】

産後の身体の回復や育児等に対する不安を軽減し、母子とその家族が健やかな育児ができるようサポートする事業です。本町では、2か所に事業を委託して実施しています。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

産後ケア事業利用者の自己負担金の一部助成を行い、産婦及び乳児が心身のケアや育児のサポートを受け、安心して子育てできる支援体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	3	3	3	3	3
確保方策（人日）	3	3	3	3	3
施設数（箇所）	2	2	2	2	2

## (16)子育て世帯訪問支援事業【新】

### 【内容と現状】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する事業です。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

利用実績がないため、量の見込みも0となっていますが、本事業は地域の子育て支援の観点から重要な位置を占める事業であるため、確保方策としては現状の対応箇所を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

## (17)児童育成支援拠点事業【新】

### 【内容と現状】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童等に対して、児童の居場所となる場所を開設し、自動とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図ります。

現在、本町では事業を実施していません。

### 【今後の方向性】

状況に応じて事業の実施を検討していきます。

## (18)親子関係形成支援事業【新】

### 【内容と現状】

子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者小津氏が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。現在、本町では事業を実施していません。

### 【今後の方向性】

状況に応じて事業の実施を検討していきます。

## (19)妊婦等包括的相談支援事業【新】

### 【内容と現状】

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### 【今後の方向性】

本町においては、利用者支援事業の中で保健師が対応しているため本事業の活用は行っておりません。今後の状況に応じて事業の実施を検討していきます。

## **4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保**

現在、本町には町立認定こども園が2園、私立保育園が1園あります。

現在の教育・保育施設を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。また、保育園等の施設の意向に則し、施設が認定こども園への移行を検討する場合は、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供等の支援を行います。

また、幼児教育・保育の質の確保及び向上のために、知名町、和泊町合同で『両町保育研修会』を開催し、公開保育や全体での保育研究、グループごとのテーマ研究等を行い、保育士等の資質の向上を図ります。

併せて、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

さらに、幼児期の学校教育・保育と小学校との円滑な接続のため、幼児同士、幼児・児童の交流及び保育士・教職員間の交流や研修、アプローチカリキュラムを活用し、引き続き幼保小連絡会において連携強化のための取組を展開していきます。

## **5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について**

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、適切に実施することとし、特定子ども・子育て支援施設が設置された場合は、当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう適切な給付時期や、県の立入調査への支援といった県との連携についても検討を行うよう努めます。

## 第6章 計画の推進と進行管理

### 1 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。府内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を更に強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、町民や認定こども園・保育園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、町民をはじめ地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、認定こども園、保育園をはじめこどもに関わる機関に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。



## 2 進捗状況の管理

計画の着実な推進のためには、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Act)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

このため、計画内容の審議にあたった「知名町子ども・子育て会議」において、事務局より提出される、毎年度の進捗状況について、評価・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取り組みの見直しを行っていきます。

